

第二次指宿市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）
（素案）

令和 8 年〇月改訂

指 宿 市

< 目 次 >

第1章	改訂版の策定に当たって	1
1	計画（改訂版）の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の対象	2
4	計画の期間	3
5	計画の構成	3
第2章	指宿市の概況	4
1	自然環境	4
2	社会環境	5
1)	人口動態	5
2)	産業特性と事業系ごみ比率	8
3)	観光人口とごみ処理・生活排水処理	9
4)	道路網状況	11
3	他の行政計画における一般廃棄物処理の基本方針等について	12
4	ごみ行政を取り巻く国の動向	13
第3章	ごみ処理の現状と課題	16
1	ごみ処理の状況	16
1)	ごみ処理の流れ	16
2)	ごみ量の推移	35
3)	ごみ質の状況	41
4)	既定計画の達成状況と評価	42
2	今後のごみ行政に関する課題	46
3	現状と課題のまとめ	47
第4章	ごみ処理の当面の目標	48
1	基本目標及び基本方針	48
1)	基本目標	48
2)	基本方針	49

2	計画の目標	50
1)	目標の考え方	50
2)	将来ごみ量の推計	50
3)	数値目標	51
第5章	目標実現に向けた施策の展開	53
第6章	生活排水処理の現状と課題	63
1	生活排水の排出状況と処理主体	63
2	し尿処理施設等の概要	65
3	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	69
4	水質環境に関する状況	71
5	数値目標の達成状況	75
第7章	生活排水処理の目標	76
第8章	目標実現に向けた施策の展開	78
	用語解説	81

本計画書に記載している専門用語については、巻末に用語解説を添えています。
 用語解説に記載されている専門用語には、本文中において右肩に「＊」を付しています。

第1章 改訂版の策定に当たって

1 計画（改訂版）の趣旨

一般廃棄物*処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律*（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村における一般廃棄物*の排出抑制のための方策など、基本的な事項について定め、適正な処理を進めるため、長期的な視点に立ち、市町村が基本方針を明確にし、取り組みを推進するための計画です。

令和4（2022）年3月に策定した「第二次指宿市一般廃棄物*処理基本計画（以下、「既定計画」という。）は、概ね5年ごとに、また、諸条件に大きな変動があった場合、必要に応じて見直すこととしております。

今回、中間目標年度である令和8（2026）年度を迎えたこと、また、将来へ向けた一般廃棄物*処理施設整備などの計画が具体化されることから、計画の中間見直しを行うものです。

国における関係法令などや、鹿児島県の計画、本市における上位計画と整合を図るとともに、現計画の進捗状況や排出実態に応じた数値目標の見直し、目標達成のための新たな取り組みの追加や既存の取り組みの拡充等を行います。

引き続き、SDGs*の目標を踏まえながら、市民、事業者、市の各主体が積極的に参加し取り組むことで、持続可能な循環型社会*構築に向けた施策の一層の推進を図ります。

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物*の処理に関する計画（以下「一般廃棄物*処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物*処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物*の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物*の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物*の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物*の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物*の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物*の処理施設の整備に関する事項

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図1-1に示します。

上位計画には「第三次指宿市総合振興計画」や「第三次指宿市環境基本計画」があり、他に関連計画として鹿児島県が策定した「鹿児島県廃棄物処理計画」などの諸計画があります。

本計画は、これらの計画と整合を図り、循環型社会*の実現に向けて、指宿市における一般廃棄物*（ごみ及び生活排水）の減量・資源化と適正処理に関する施策を、総合的・計画的に推進していくためにとりまとめたものです。

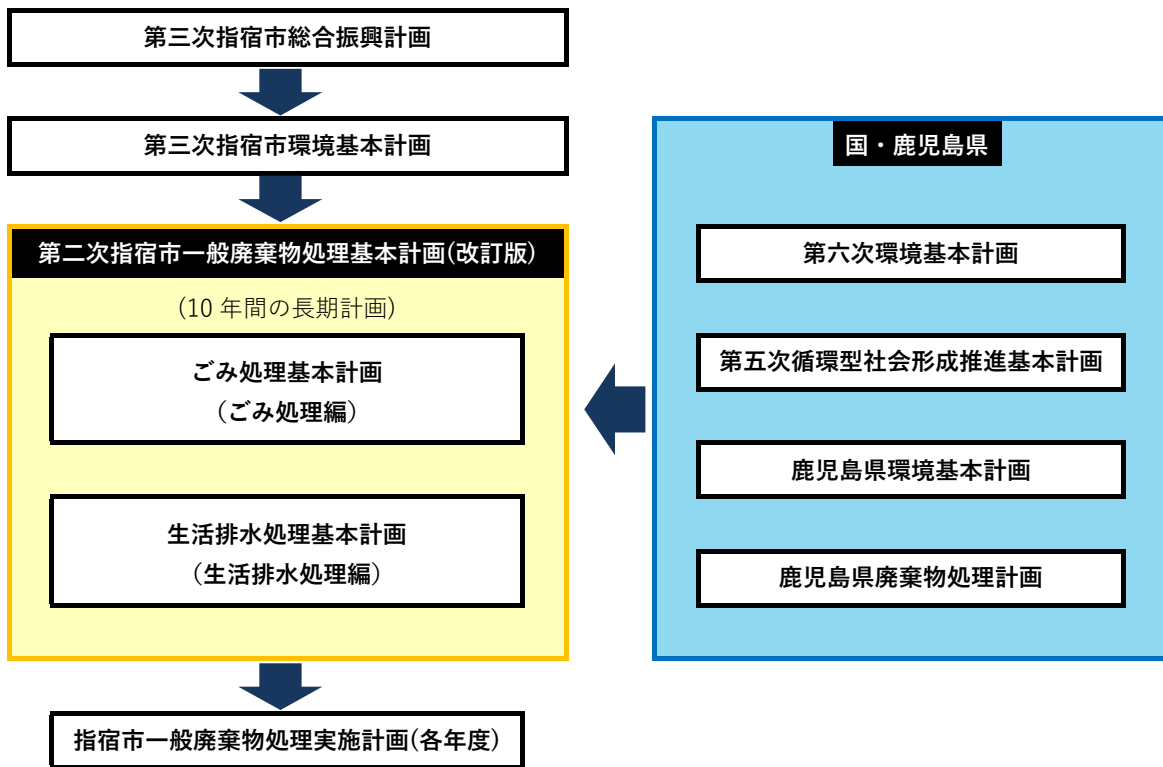


図 1-1 計画の位置づけ

3 計画の対象

本計画の対象となる廃棄物は、指宿市から発生する「ごみ」及び「生活排水」とします。また、計画の対象となる区域は、指宿市全域とします。

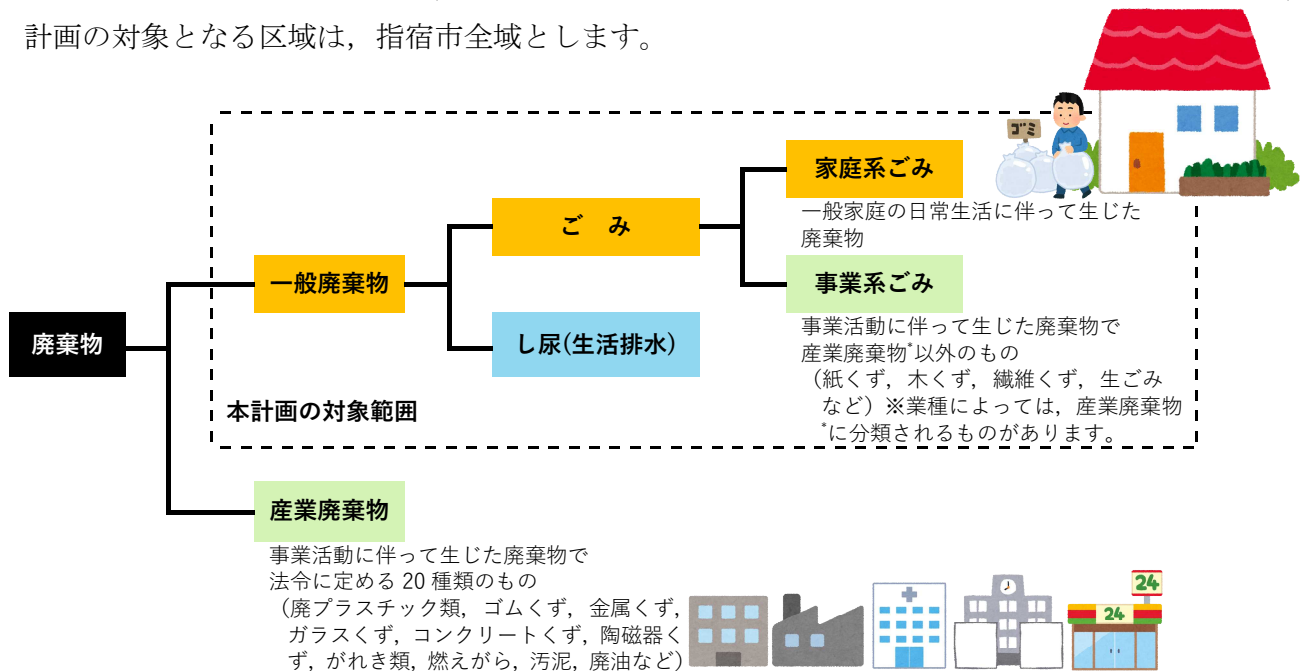


図 1-2 本計画の対象となる廃棄物

4 計画の期間

本計画の期間は、令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年間とし、目標年度は令和13(2031)年度とします。

本計画は、国による廃棄物行政の動向や社会的経済情勢が大きく変化し、本計画の目的・趣旨を達成するために必要と認められる場合には、適切な見直しを行います。

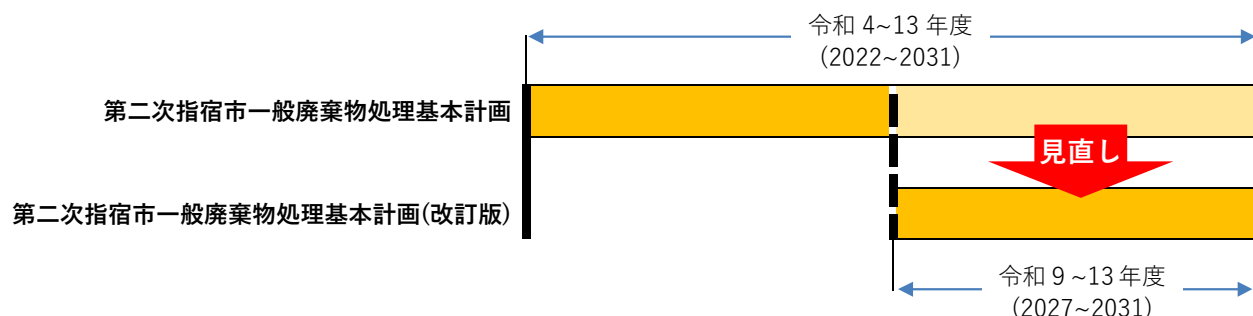


図1-3 改訂版の策定

5 計画の構成

本計画の構成は、全章で構成しています(図1-4参照)。

このうち、第3章から第5章は「ごみ処理編」とし、第6章から第8章は「生活排水処理編」としています。

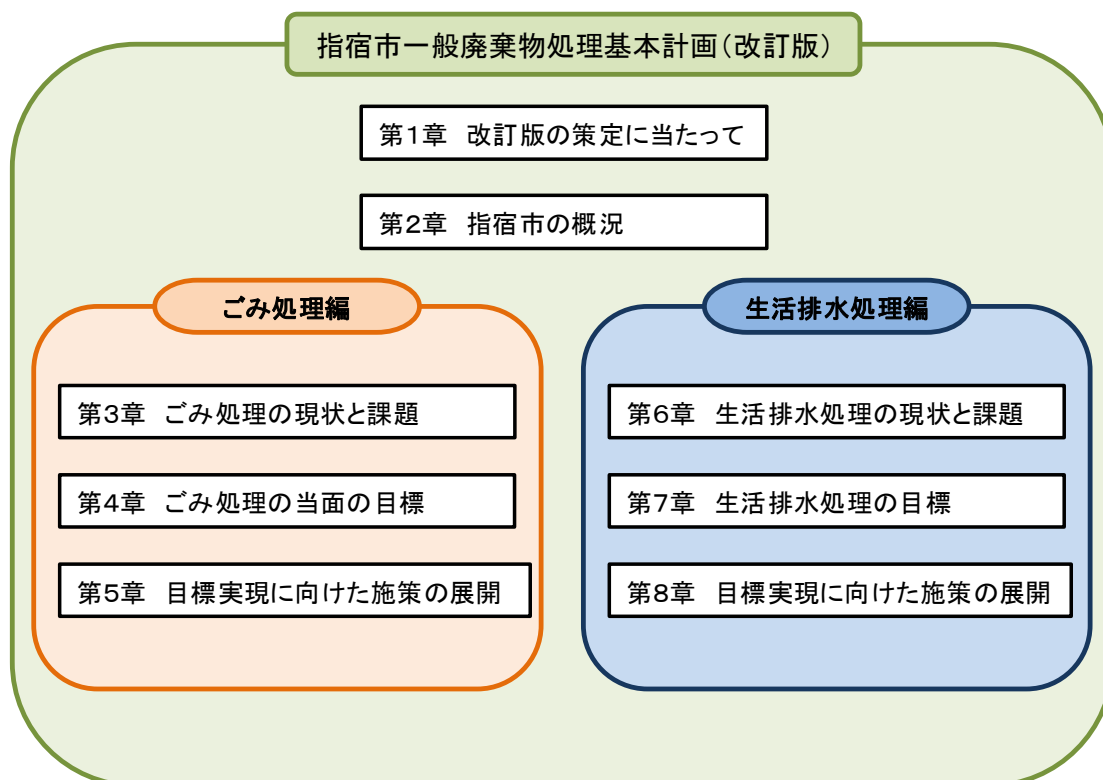


図1-4 本計画の構成

第2章 指宿市の概況

1 自然環境

一般廃棄物*管理のバックグラウンドとして自然環境を確認します。

指宿市は薩摩半島の南端部に位置しています。指宿市の東側は鹿児島湾（錦江湾）を隔てて大隅半島に対峙し、西側は南九州市、北側は鹿児島市に隣接し、南側は東シナ海に面しています(図 2-1)。

指宿市の面積は 148.82km² であり、そのうち山林が 51.72km²、畑は 34.92km²、宅地は 13.01km² となっています(表 2-1)。

また、指宿市の過去 3 ヶ年の気象概況は、平均気温 19℃程度、年間降水量 2,540～3,379mm、年間日照時間 1,938～2,027 時間となっています(表 2-2)。

表 2-1 地目別面積

区分	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	原野	その他
面積	148.82 km ²	2.75 km ²	34.92 km ²	13.01 km ²	0.01 km ²	12.58 km ²	51.72 km ²	2.99 km ²	30.81 km ²
割合	100.00%	1.85%	23.46%	8.74%	0.01%	8.45%	34.75%	2.01%	20.70%

資料：統計いぶすき(令和 7 (2025) 年度版)

表 2-2 気象概況

項目 年度	平均気温 (℃)			降水量 (mm)		風速 (m/s)		日照時間 (h)
	日最高	日最低	日平均	総降水量	最大日量	平均	瞬間最大	
令和 4 (2022)	23.3	14.6	18.6	2,589.5	209.5	1.8	27.7	1,938.1
令和 5 (2023)	24.0	15.0	19.0	2,540.0	222.5	1.8	26.2	2,027.1
令和 6 (2024)	24.0	15.0	19.0	3,379.0	316.5	1.8	32.0	2,010.5

資料：統計いぶすき(令和 7 (2025) 年度版)



図 2-1 指宿市の位置

2 社会環境

1) 人口動態

ごみ排出量や生活排水処理対象量*の見通し、ごみ収集等のあり方、ごみ減量施策や水質環境保全策に向けた課題の検討などのため、人口動態を確認します。

指宿市の人口・世帯数・世帯人口の推移を表 2-3 及び図 2-2 に示します。

指宿市の人口は、漸減傾向を呈しています。ごみ排出原単位*の変化に起因する世帯人口（1世帯当たりの家族人数）は、経年的に核家族化傾向（令和7（2025）年：2.1人/世帯）にあります。

表 2-3 市内各地域での人口・世帯数・世帯人口の推移

地域	年度	単位	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)	令和7 (2025)
合 計	人口	人	48,750	46,822	44,396	41,831	39,011	35,913
	世帯数	世帯	19,569	19,730	19,210	18,509	17,790	17,239
	世帯人口	人/世帯	2.5	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1
指宿地域	人口	人	30,640	29,649	28,584	27,493	26,122	
	世帯数	世帯	12,487	12,568	12,414	12,158	11,845	
	世帯人口	人/世帯	2.5	2.4	2.3	2.3	2.2	
山川地域	人口	人	10,835	10,326	9,560	8,713	7,881	
	世帯数	世帯	4,362	4,424	4,209	3,921	3,701	
	世帯人口	人/世帯	2.5	2.3	2.3	2.2	2.1	
開聞地域	人口	人	7,275	6,847	6,252	5,625	5,008	
	世帯数	世帯	2,720	2,738	2,587	2,430	2,244	
	世帯人口	人/世帯	2.7	2.5	2.4	2.3	2.2	

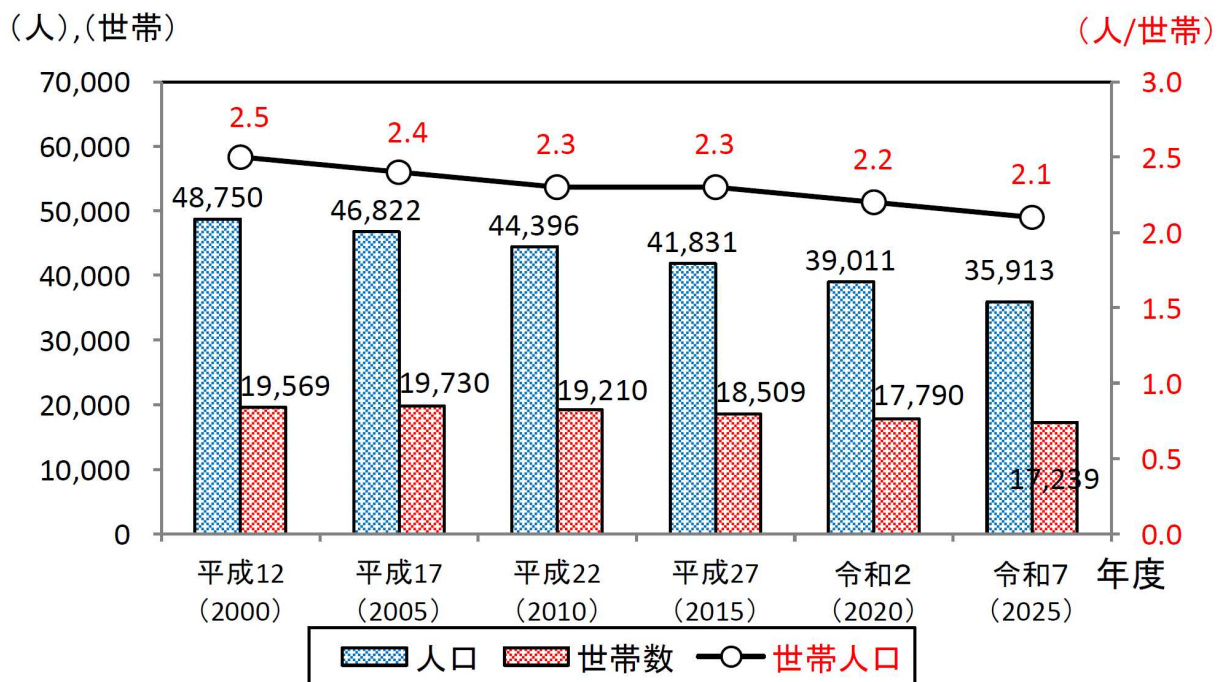


図 2-2 指宿市の人口・世帯数・世帯人口の推移

第2章 指宿市の概況

自然的要因及び社会的要因における人口の推移を図2-3に示します。

出生者や死亡者に関する人口動態（自然動態）は自然減が進行しており，転入者や転出者に関する人口動態（社会動態）についても社会減の状態が続いています。

次に人口ピラミッドを図2-4に示します。

令和7（2025）年10月時点では，男性は70～74歳が最も多く，65～69歳，80～84歳の順となっています。女性は70～74歳が最も多く，80～84歳，65～69歳の順となっています。どちらも高齢化が進んでいることがうかがえます。

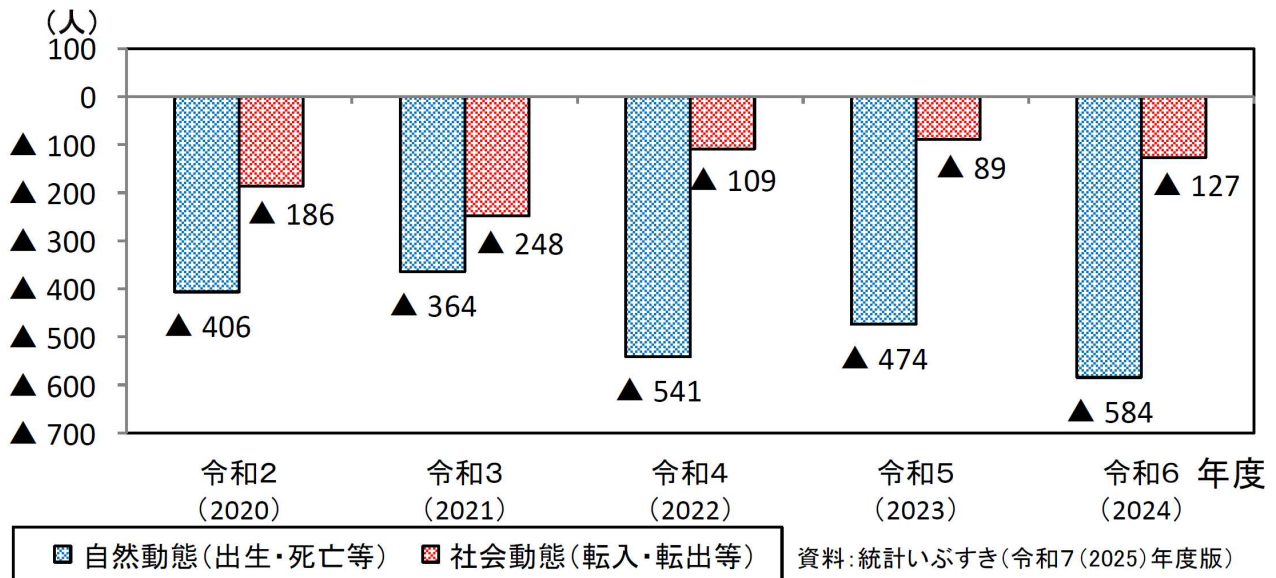
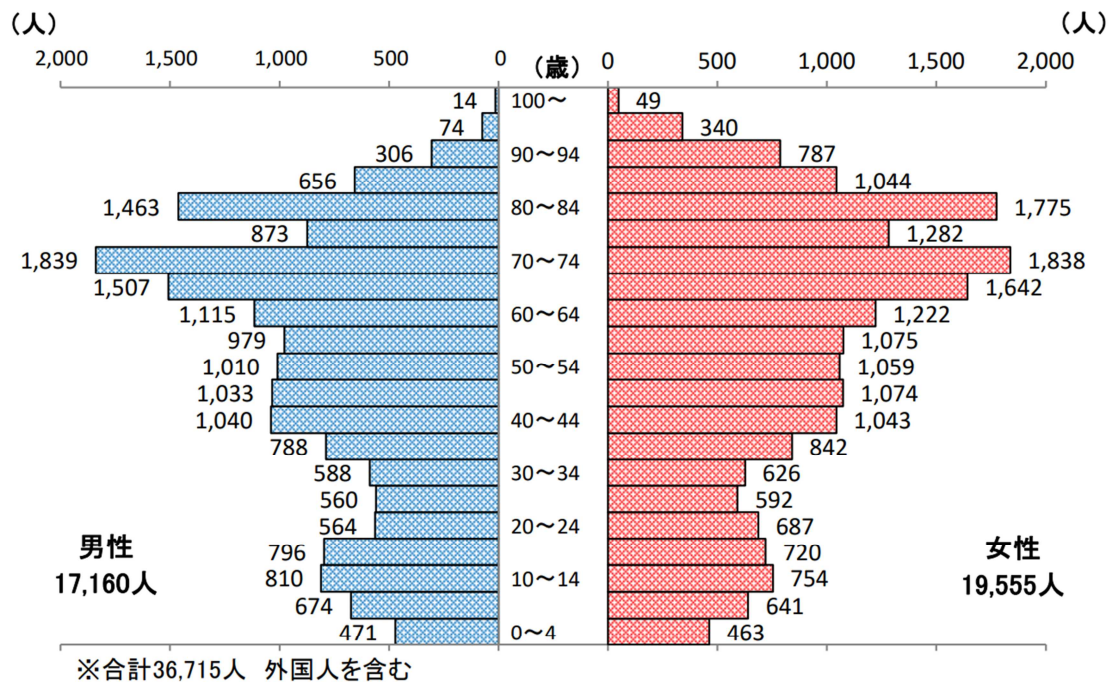


図2-3 自然的要因，社会的要因における人口の推移



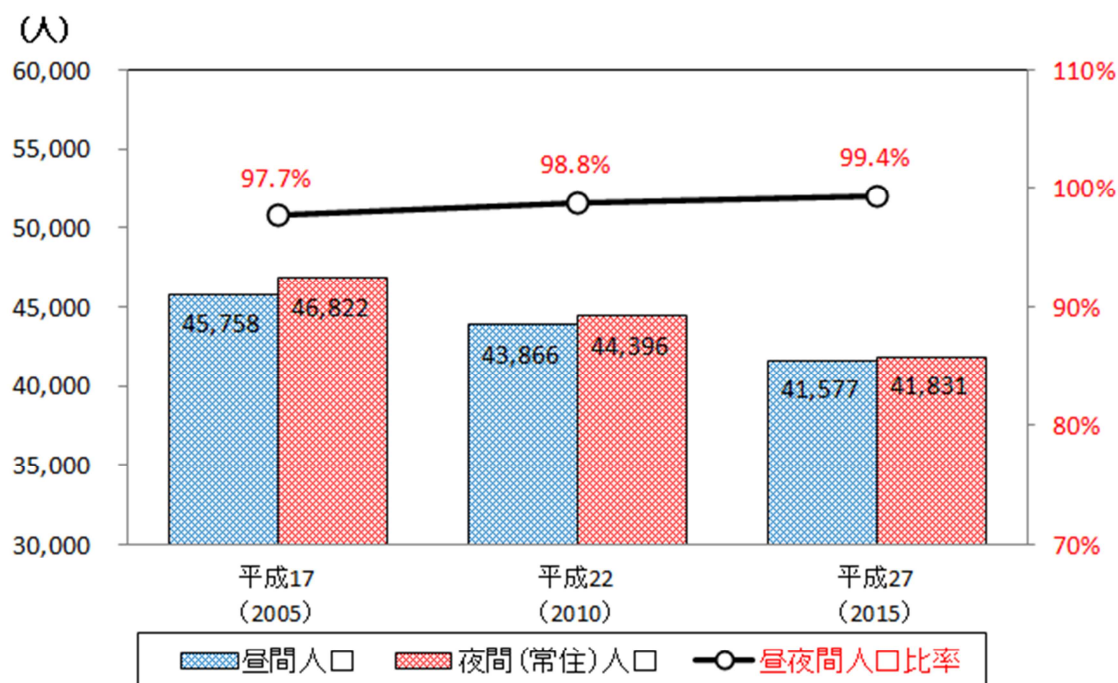
資料：住民基本台帳より(令和7(2025)年10月1日現在)

図2-4 人口ピラミッド

第2章 指宿市の概況

図 2-5 に指宿市の昼間人口と夜間人口の推移を示します。

平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの昼夜間人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合）はほとんど変化なく 99%程度となっており，ごみ排出原単位の変化に起因する日常生活行動範囲は概して広くはないと推測されます。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

図 2-5 昼間人口と夜間人口の推移

※令和 7（2025）年度国勢調査による昼間人口と夜間人口が発表された際に，令和 7（2025）年度のグラフを追加します。

2) 産業特性と事業系ごみ*比率

産業特性と事業系ごみ*量との関係を確認するため、指宿市と周辺都市（枕崎市、南さつま市、南九州市、鹿児島市）における主な産業の市内総生産額（構成比）を表 2-4 に、家庭系ごみ*量と事業系ごみ*量の比率を表 2-5 に示します。

表 2-4 によれば、南九州市では「農業」、枕崎市では「水産業」の構成比が他市に比べて目立ちますが、指宿市は「宿泊・飲食サービス業」の構成比が目立ちます。しかしながら、表 2-5 に示すとおり、令和 5（2023）年度では、「産業特性」と「事業系ごみ*量の比率」の相関性は、指宿市を含め各都市で顕著な傾向はうかがえませんでした。

表 2-4 指宿市と周辺都市における「主な産業の市内総生産額（構成比）」

単位	総生産額 百万円	農業		水産業		卸売・小売業		宿泊・飲食 サービス業	
		百万円	構成比 —	百万円	構成比 —	百万円	構成比 —	百万円	構成比 —
指宿市	141,996	14,580	10.3%	817	0.6%	12,379	8.7%	10,331	7.3%
枕崎市	83,977	4,093	4.9%	4,974	5.9%	6,898	8.2%	1,370	1.6%
南さつま市	115,813	3,852	3.3%	451	0.4%	11,119	9.6%	1,793	1.5%
南九州市	141,280	22,498	15.9%	66	0.0%	12,037	8.5%	1,667	1.2%
鹿児島市	2,261,422	7,233	0.3%	4,137	0.2%	396,605	17.5%	58,384	2.6%

資料：鹿児島県市町村民所得推計（令和 5（2023）年度）

表 2-5 指宿市と周辺都市における「生活系ごみ*量と事業系ごみ*量の比率」

単位	人口 人	ごみ量 t	生活系ごみ		事業系ごみ		集団回収量 t
			t	構成比 —	t	構成比 —	
指宿市	37,961	13,228	9,027	68.2%	4,201	31.8%	0
枕崎市	19,390	7,349	4,291	58.4%	3,058	41.6%	0
南さつま市	31,755	9,800	6,072	62.0%	3,728	38.0%	0
南九州市	32,154	9,396	6,073	64.6%	3,323	35.4%	0
鹿児島市	595,595	192,909	127,101	65.9%	65,808	34.1%	1,401

資料：一般廃棄物処理実態調査（令和 5（2025）年度）

3) 観光人口とごみ処理・生活排水処理

指宿市の基幹産業の一つは「観光業」であることから、「観光客数の推移」とごみ処理量や生活排水処理量*の変化を確認することは重要です。

観光客が排出するごみは概して缶類・ペットボトルのような資源化可能ごみが主体と考えられますが、飲食サービス業や宿泊業を介すれば、缶類・ペットボトルの他、厨芥類*やトレイ・パック類なども排出されるものと考えられます。

図2-6に観光客数とごみ処理量（事業系ごみに限る）の推移を、図2-7に月別観光客数の推移を示します。

図2-6によれば、指宿市域への観光客総数は、令和2（2020）年から令和3（2021）年度にかけてコロナ禍の影響により一時的に減少していますが、以降は徐々に回復しています。観光業に限らず、事業全体の活動が縮小していたため、観光客との相関性は顕著とは必ずしも言えませんが、事業系ごみ量の一時的な減少は宿泊客数も要因の一つになっているものとうかがえます。

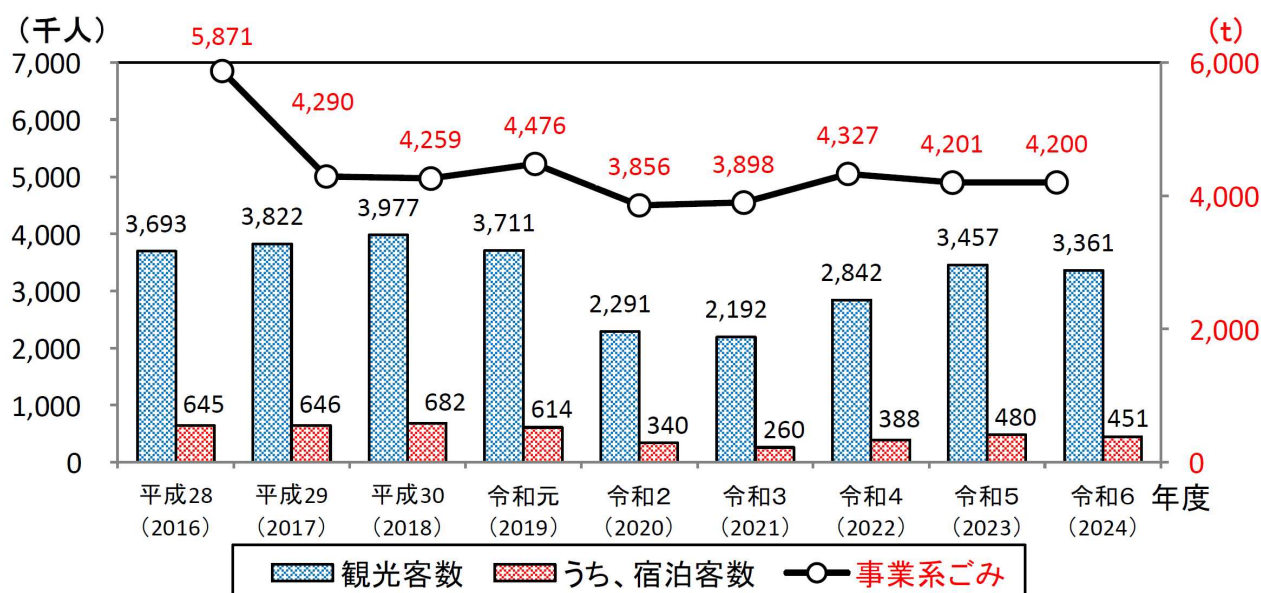
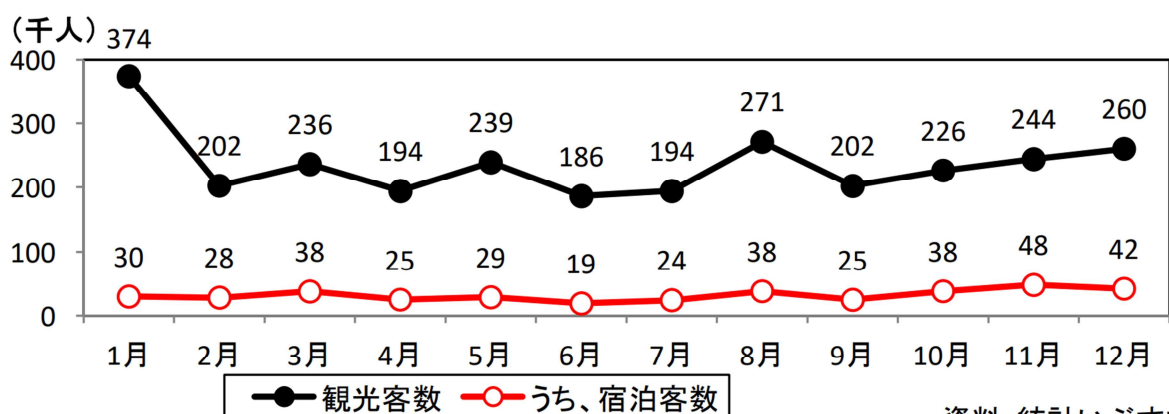


図2-6 観光客数とごみ処理量



資料:統計いぶすき

図2-7 月別観光客数の推移（平成28（2016）年～令和6（2024）年 平均）

第2章 指宿市の概況

図 2-8 に観光客数と生活排水処理量*の推移を示します。

観光客数と生活排水処理量*の関係は、一般的に観光形態別に変化しますが、宿泊客数を確認することが肝要です。一概に言えませんが、図 2-8 によれば、コロナ禍の令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度の期間を除いて、長期的には常住人口が減少傾向を呈していることを併せて確認すれば、平成 28（2016）年から令和 6（2024）年の生活排水処理の推移と最近の推移の違いは、宿泊客数の減少傾向が影響しているものとうかがえます。

生活排水処理施設の適正処理の観点で言えば、月変動（月別観光客数の推移：図 2-7）に留意することが肝要です。

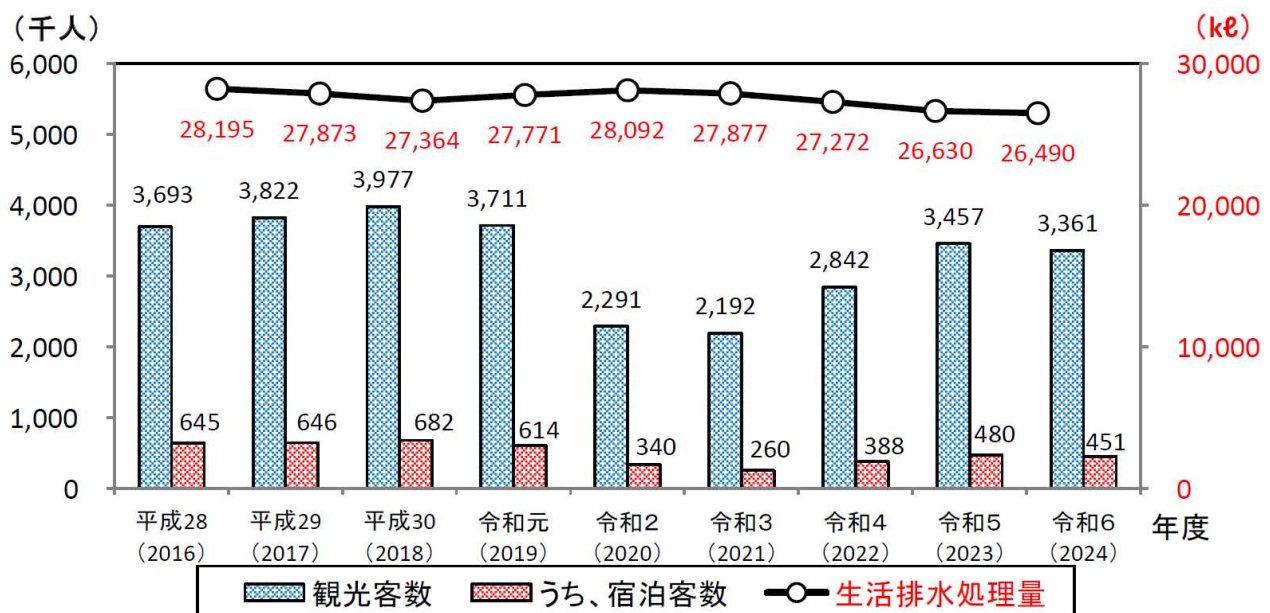


図 2-8 観光客数と生活排水処理量

4) 道路網状況

指宿市の各地点と指宿広域クリーンセンターの運搬距離を図 2-9、表 2-6 に示します。

指宿市では平成 29 (2017) 年度から、指宿広域市町村圏組合の施設である指宿広域クリーンセンターでごみ処理を行っています。各地点のうち、「開聞庁舎」・「レジャーセンター」では運搬距離が 15km 以上となります。



図 2-9 指宿広域クリーンセンターへの運搬距離

表 2-6 指宿広域クリーンセンターへの運搬距離

地点名		運搬距離(概算)	運搬先施設
指宿庁舎	→	6.0km	指宿広域 クリーンセンター
山川庁舎	→	7.1km	
開聞庁舎	→	15.1km	
ヘルシーランド	→	9.7km	
レジャーセンター	→	15.1km	
池田校区公民館 (旧池田分室)	→	13.9 km	
今和泉校区公民館 (旧今和泉分室)	→	11.6 km	

3 他の行政計画における一般廃棄物処理の基本方針等について

この計画で「ごみの抑制・資源化の推進」に関する施策の方向性として、①5R*（断る・減らす・再使用・修理して使う・再生利用）を推進し、自治会や学校への出前講座や施設見学ツアーを実施することで、リサイクルの意識啓発を図る。②ごみの不法投棄*を防ぐため、指宿市環境衛生協力会などと連携し、地域パトロールを強化する。③効率的かつ経済的なごみ処理を持続するため、近隣の自治体や一部事務組合とのごみ処理の広域化・集約化を検討する。

また、計画は以下のとおりとなっている。

指 標	単 位	基準値(R6)	目標値(R12)
市民一人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人日	566 (R5 実績)	500
リサイクル率	%	11.1 (R5 実績)	14.0

○第三次指宿市総合振興計画（令和8（2026）年4月）

計画の基本目標として、①「きれいな川・湖・海，豊かな自然・風土を誇れるまち」、②「快適な生活環境の中で暮らし活動できるまち」、③「ごみを減らす暮らしと資源の循環に取り組むまち」、④「ゼロカーボンシティ*実現に向けた取り組みを進めるまち」、⑤「協働で環境保全へ取り組むまち」が挙げられている。

このうち、③「ごみを減らす暮らしと資源の循環に取り組むまち」では、ごみの発生抑制(リデュース)を推進し、市民への分かりやすい普及啓発を強化します。

その上で、リユース・リサイクルの取り組みを一層推進し、資源化の拡大と循環型社会*の形成を図ります。

また、行政・関係機関の連携により、不法投棄*の防止と健全な地域環境の確保を目指します。

○第三次指宿市環境基本計画（令和8（2026）年3月）

○鹿児島県廃棄物処理計画（平成28（2016）年3月）

廃棄物処理法第5条の5に基づき策定されたもので、一般廃棄物*における基本的な考え方として、①「できる限り廃棄物の発生を抑制する」、②「廃棄物となったものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ再使用，再生利用，熱回収するなど循環的利用を行う」、③「これらが行われないものについては、適正な処分を行う」が示されています。

計画の目標値は次のとおりとなっている。

目標値の種類	令和7（2025）年度推計値	令和12（2030）年度目標値	備考
排出量(千トン)	495	457	7.7%削減
一人一日当たり排出量(g)	894	865	3.2%削減
リサイクル率(%)	15.9	22.1	6.2ポイント増加
最終処分量(千トン)	57	50	12.3%削減

4 ごみ行政を取り巻く国の動向

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることが重要であるだけでなく、循環型社会*の実現にも力を入れる必要があります。

この循環型社会*を形成するための法体系および関連計画について、図 2-10 に示します。

近年、日本のごみ行政は環境保護や資源循環の実現を目指して変革を進めています。

国の施策や法律が市町村のごみ処理方針に大きな影響を与えており、以下に挙げる重要なポイントがあります。

- 1 廃棄物処理法*の改正により、プラスチックごみの削減やリサイクル促進がテーマとなり、国はリサイクル義務化や新技術開発を推進しています。市町村も新しいリサイクルシステムの構築が求められています。
- 2 個別リサイクル法の制定によって特定資源のリサイクルが進められており、これらの法律は市町村のごみ処理体系にも影響を与えています。市町村はこれに基づいて適切な処理を行う責任があります。
- 3 環境意識が高まる中で、国は住民参加型のごみ行政を推進しています。地域でのリサイクル活動や清掃活動への支援が充実し、住民による自主的な関与が期待されています。
- 4 国は地域間連携や広域処理を推奨し、それに対して財政的な支援も行っています。共同計画による効率的なごみ処理が求められています。
- 5 今後、国際的な環境問題や技術革新によって、日本のごみ行政もさらなる進化が求められています。持続可能な社会実現に向けた政策展開が期待されています。

結論として、国から発信される動向は地域レベルでのごみ行政に大きく影響し、持続可能な発展には国と地域との連携が不可欠です。また地域住民自身も意識向上と共に、ごみ問題への積極的な取り組み姿勢が求められます。

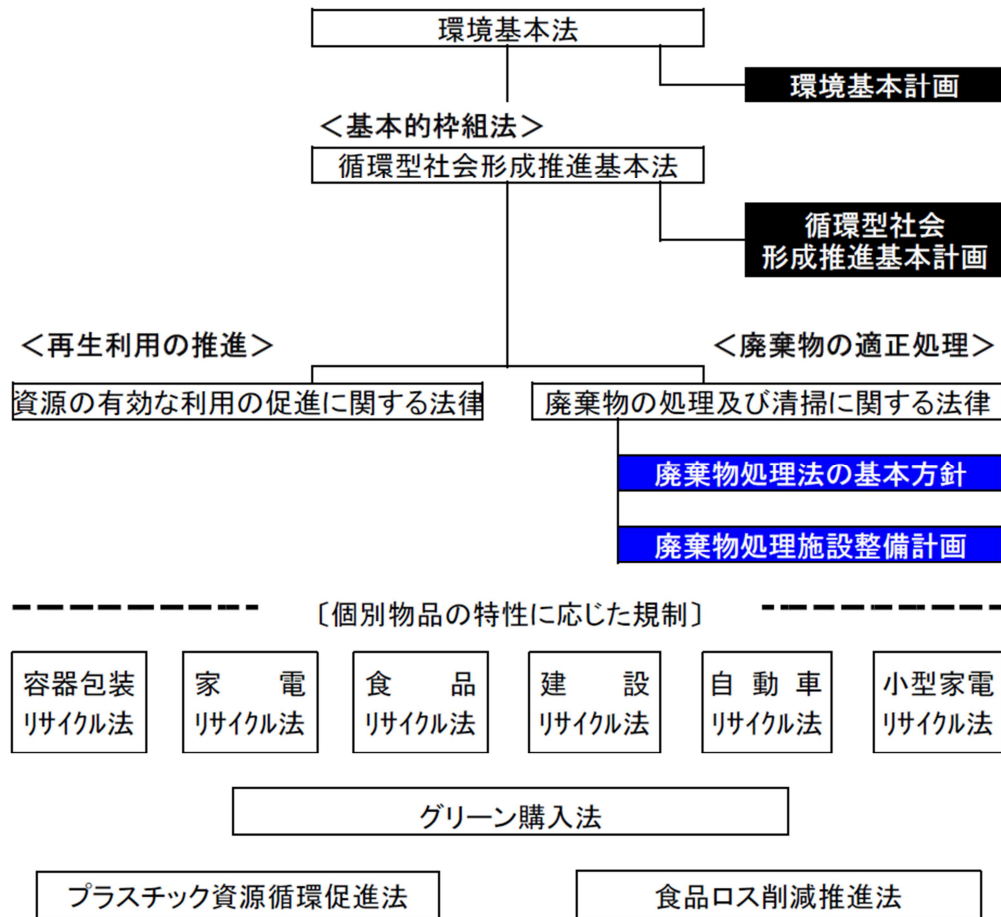


図 2-10 循環型社会*を形成するための法体系及び関連計画

関連計画の概要及び目標を次に示します。

○第六次環境基本計画

第六次環境基本計画は令和 6 (2024) 年 5 月 21 日に閣議決定されました。

環境保全を通じた、現在及び将来の国民 1 人 1 人の「ウェルビーイング*／高い生活の質」を目指すべき持続可能な社会の姿として掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「環境共生型社会」の構築を目指すこととしています。

○第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画は令和 6 (2024) 年 8 月 2 日に閣議決定されました。

持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー*）への移行を推進することを念頭に、循環型社会*形成に向けた国家戦略が位置付けられています。

1 人 1 日当たりのごみ焼却量を、2030 年度までに約 580 グラムまで削減することなどを目標とする。

○廃棄物処理法に基づく基本方針（令和7（2025）年2月）

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法に基づく基本方針」という。）では、廃棄物の排出抑制及び適正な循環利用を徹底するとともに、円滑かつ迅速な処理を確保するための基本方針が定められています。

指標及び数値目標（一般廃棄物*処理に関するものを抜粋）

指標	令和12(2030)年度目標値
一般廃棄物*の排出量	令和4（2022）年度比約9%削減
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g
一般廃棄物*の出口側循環利用率	約26%

○廃棄物処理施設整備計画（令和5（2023）年6月）

- ・計画期間：令和5（2023）年度から令和9（2027）年度まで
- ・「廃棄物処理法*」に基づく廃棄物処理施設整備計画が令和5（2023）年6月に改定され、基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会*の実現に向けた資源循環の強化、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、脱炭素化の取り組み、これらを基本理念とし、廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施を進めることが示されています。

第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の状況

1) ごみ処理の流れ

(1) ごみの排出分別区分と対象ごみ

現在のごみの排出分別区分と対象ごみを表 3-1 に示します。

家庭系ごみ*は7分別を行っており、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、リユース品、有害ごみ、埋立ごみを収集しています。また、資源ごみとリユース品は17分別を行っています。

表 3-1 ごみの排出分別区分と対象ごみ

排出分別区分		対象ごみ
燃えるごみ		生ごみ、紙くず（ティッシュペーパー、感熱紙、紙コップ等）草、木、資源にならない衣類等
燃えないごみ		金物類、ガラス、陶器類、電化製品（家電リサイクル対象品目※を除く）
粗大ごみ		タンス、机、イス、布団、自転車等
資源ごみ	空き缶	アルミ缶 スチール缶
	空きびん	無色のびん 茶色のびん その他の色のびん
	白色トレイ・発泡スチロール	白色トレイ、発泡スチロール（色柄付は除く）
	プラスチック類（R6.6月～）	プラスチック製容器包装、プラスチック製品（プラスチック素材100%で一辺の長さが50cm未満、厚さ5mm以下のプラスチック製品）
	ペットボトル	清涼飲料（ジュース等）・酒類・みりん・しょうゆのペットボトル
	紙パック	牛乳パック・ジュースパック
	紙類	新聞
		ダンボール
		雑誌類、紙製のケース類、チラシ類、紙製の芯類、包装紙、本・事典類、封筒ハガキ類、シュレッダーにかけた紙
	廃食油	使用後の食用油
	スプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶、カセットボンベ
	小型家電	30cm以下の家電製品（家電リサイクル対象品目を除く）、携帯電話、スマートフォン、タブレット、電子タバコ等
リユース品（R8.6月～）	衣類	衣類（下着・靴下除く）、タオル
	家具・雑貨類	まだ使用できる家具や雑貨類等
有害ごみ		蛍光灯、乾電池
埋立ごみ		ガラスくず、陶磁器くず、がれき類

※家電リサイクル対象品目：エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）

資料：ごみの分け方・出し方

第3章 ごみ処理の現状と課題

(2) 収集・運搬体制

①家庭系ごみ*

家庭系ごみ*の収集・運搬体制を表3-2に示します。

また、市指定ごみ袋を図3-1に、ごみステーションを図3-2に、資源ごみ常設収集所を図3-3に示します。

家庭系ごみ*の収集運搬は、指宿市より委託を受けている業者（指宿地域3業者、山川地域2業者、開聞地域2業者）が収集主体となっています。

表3-2 ごみの収集・運搬体制

収集区分			収集方法	排出方法	収集・運搬	収集頻度
燃えるごみ			ステーション方式	指定袋（記名式）	委託	2回/週
燃えないごみ			ステーション方式	指定袋（記名式）	委託	1回/月
粗大ごみ			拠点回収方式	－	委託	2回/年
資源ごみ	空き缶	アルミ缶	ステーション方式 拠点回収方式	【ごみステーション】 指定袋（記名式） 【地区立会収集】 コンテナ・ネット・ 指定袋（記名式） 【常設収集所】 コンテナ・ネット・ 指定袋（記名式）	委託	【ステーション収集】 1回/月 【地区立会収集】 1回/月 【常設収集所※１】 毎日
		スチール缶				
	空きびん	無色のびん				
		茶色のびん				
		その他の色のびん				
	白色トレイ・ 発泡スチロール					
	プラスチック類 (R6. 6月～)					
	ペットボトル					
	紙パック					
	紙類	新聞				
		ダンボール				
		その他の紙				
廃食油		拠点回収方式	専用容器（ドラム缶）	委託	【常設収集所※１】 毎日	
スプレー缶 ・カセットボンベ		拠点回収方式	コンテナ	委託	【地区立会収集】 1回/月 【常設収集所※１】 毎日	
小型家電		拠点回収方式	専用容器（箱）	委託	【常設収集所※１】 毎日	
リユース品 (R8. 6月～)	衣類		拠点回収方式	箱	委託	【常設収集所※１】 適時
	家具・雑貨類		拠点回収方式	カゴ台車	委託	【指宿庁舎敷地】 2回/年
有害ごみ			拠点回収方式	箱	委託	【常設収集所※１】 毎日
埋立ごみ			直接搬入	－	－	－

※1 資源ごみ常設収集所の形態

市内には3箇所の常設収集所を開設しています。

地域	収集場所	開設日時	収集品目
指宿地域	指宿庁舎常設収集所	開設日：毎日（年末年始除く） 開設時間：3月～10月：午前8時～午後7時 11月～2月：午前8時～午後6時	資源ごみ 有害ごみ 衣類
山川地域	山川庁舎常設収集所	開設日：毎日（年末年始除く）	
開聞地域	開聞庁舎常設収集所	開設時間：午前9時～午後5時	



図 3-1 指定袋(燃えるごみ袋, 燃えないごみ袋, 資源ごみ袋)



図 3-2 ごみステーション



図 3-3 資源ごみ常設収集所

②事業系ごみ*

事業系ごみ*の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集主体となっています。また、家庭系ごみ*と同様に、市指定ごみ袋に入れて、搬入しなければなりません。

(3) ごみ処理フローと処理主体

ごみ処理フローを図3-4、処理主体を表3-3に示します。

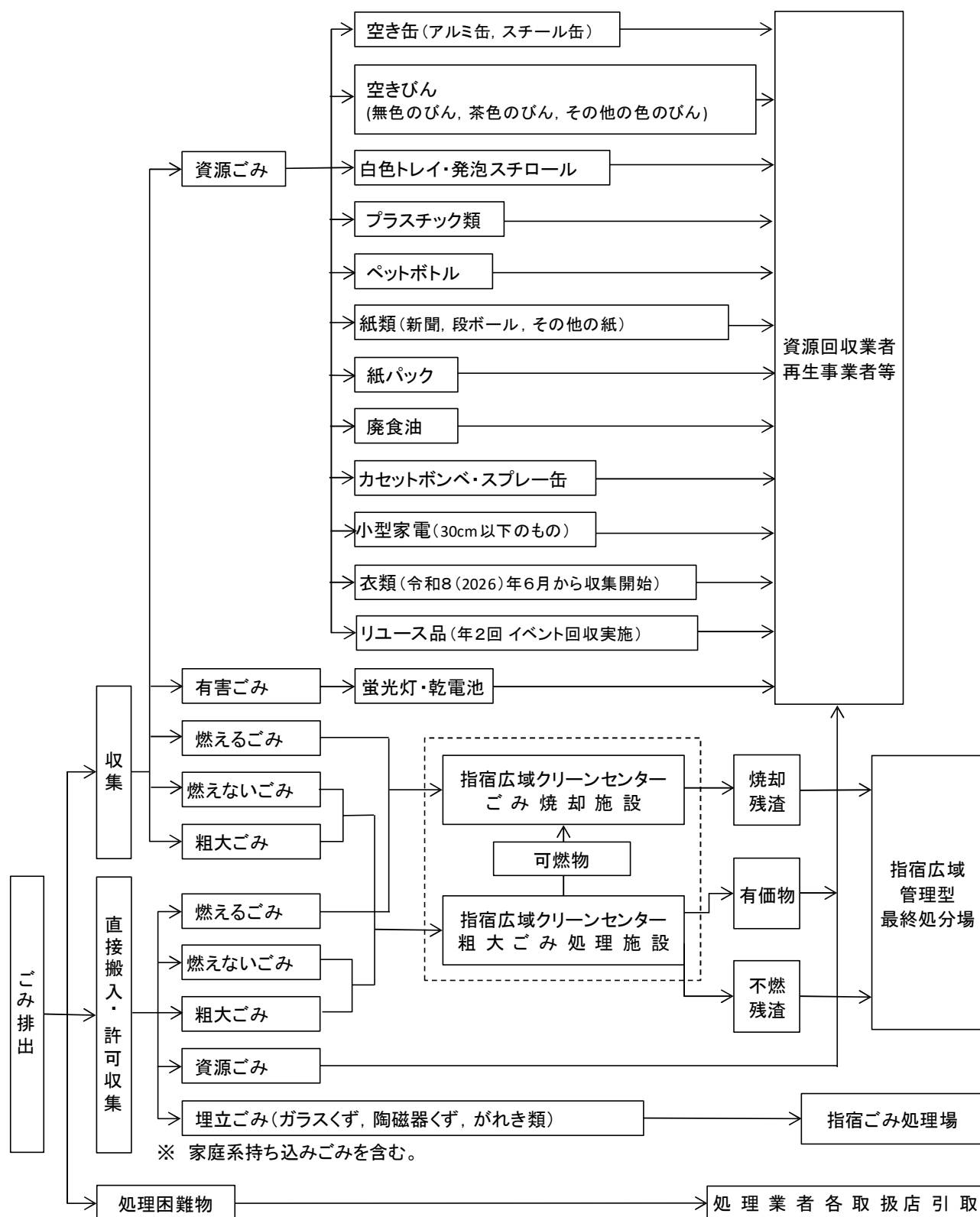


図3-4 ごみ処理フロー

表 3-3 ごみの処理主体

処理施設の名称	対象となるごみの種類	処理主体
指宿広域クリーンセンター (焼却設備)	燃えるごみ, 破碎処理後の可燃物	指宿広域市町村圏組合
指宿広域クリーンセンター (リサイクルセンター)	燃えないごみ, 粗大ごみ	
指宿広域管理型最終処分場	焼却残渣(焼却灰), 破碎処理後の不燃物	
指宿ごみ処理場	埋立ごみ	指宿市
山川ごみ処理場	埋立ごみ 処分場周辺の地区活動 によるものに限る。	
開聞ごみ処理場	(受入停止中)	

(4) ごみ処理施設の概要

ごみ処理施設等の施設配置図を図 3-5 に示します。

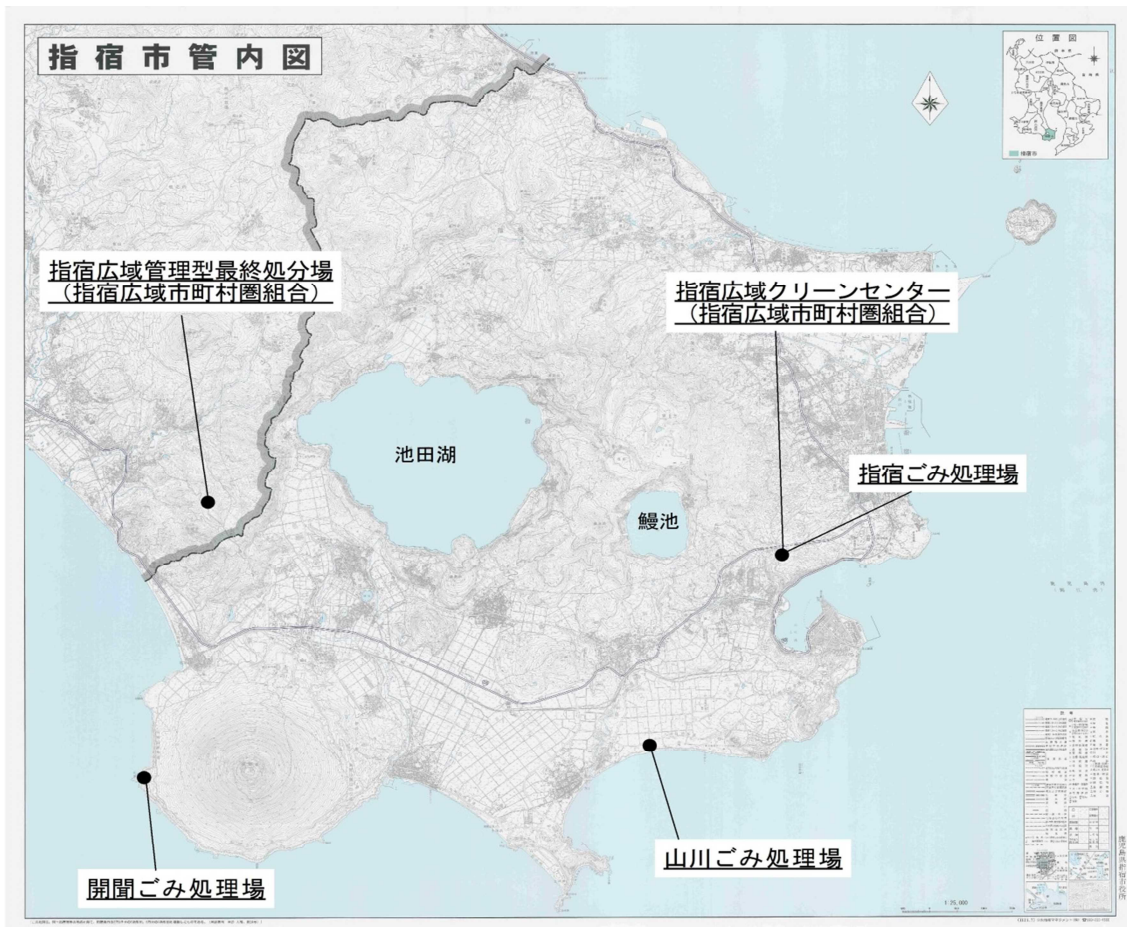


図 3-5 施設配置図

①中間処理施設

焼却施設（熱回収施設）の概要を表 3-4 に、粗大ごみ処理施設（リサイクルセンター）の概要を表 3-5 に、資源ごみストックヤードの概要を表 3-6 に示します。

なお、同施設では組合構成市の南九州市颯娃町地域のごみも処理しています。

表 3-4 焼却施設(熱回収施設)の概要

指宿広域クリーンセンター 熱回収施設	
	
所在地	指宿市十二町 4692 番地 1
設置主体	指宿広域市町村圏組合
収集区域	指宿市，南九州市颯娃町地域
処理能力	54t/16h（27t/16h×2 炉）
処理方式	ストーカ炉
供用開始	平成 29(2017)年 4 月
建築面積	2,017.11m ²

第3章 ごみ処理の現状と課題

表 3-5 不燃・粗大ごみ処理施設(リサイクルセンター)の概要

施設名称	指宿広域クリーンセンター リサイクルセンター
所在地	指宿市十二町 4692 番地 1
設置主体	指宿広域市町村圏組合
収集区域	指宿市，南九州市顚娃町地域
処理能力	3t/5h
処理方式	破碎，選別，圧縮成型，貯留・搬出
供用開始	平成 29(2017)年 4 月

表 3-6 資源ごみストックヤードの概要

施設名称	指宿広域クリーンセンター スtockヤード
所在地	指宿市十二町 4692 番地 1
設置主体	指宿広域市町村圏組合
収集区域	指宿市，南九州市顚娃町地域
保管品目	資源ごみ・有害ごみ仮置き保管 (缶類，びん類，ペットボトル，紙類，蛍光灯，乾電池等)
供用開始	平成 30(2018)年 3 月

②最終処分場

指宿広域管理型最終処分場の概要を表 3-7 に、指宿市保有の処分場の概要を表 3-8 に示します。

指宿広域クリーンセンターにて処理した後の焼却残渣は、指宿広域市町村圏組合の最終処分場である「指宿広域管理型最終処分場」にて埋立処分を行っています。

また、がれき等は、浸出水処理が不要な処分場である「指宿ごみ処理場」にて埋立処分を行っています。

表 3-7 最終処分場の概要

指宿広域管理型最終処分場	
	
所在地	南九州市顚娃町郡 10995 番地 1
設置主体	指宿広域市町村圏組合
埋立面積	10,016m ²
埋立容量	61,000m ³
埋立構造	準好気性埋立構造
埋立工法	セル方式に基づくサンドイッチ工法
浸出水処理能力	15m ³ /日
浸出水処理方式	カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋活性炭吸着＋キレート吸着及び汚泥処理
供用開始	平成 28(2016)年 8 月（平成 25(2013)年 12 月より一部供用開始）
敷地面積	54,008m ²

表 3-8 指宿市保有の処分場の概要

施設名称	指宿ごみ処理場	山川ごみ処理場
所在地	指宿市十二町 4692 番地 1	指宿市山川浜児ケ水字柳ケ谷 842 番地 3
設置主体	指宿市	
収集区域	指宿地域	山川地域
埋立容量	193,850m ³	75,000m ³
型式	浸出水処理施設が不要な処分場	
埋立工法	セル方式	
供用開始	昭和 46(1971)年 4 月	昭和 53(1978)年 4 月
敷地面積	32,887m ²	12,694m ²

※山川ごみ処理場は、周辺地域の少量の土砂のみ受入れている。

③その他

指宿市では、以下に示す理由から適正な処理・処分が可能な民間事業者に対し、処理業の許可を与えています。

【民間事業者への許可の理由】

- ・適正な処理・処分の実績を十分に有している。
- ・排出者の自己責任として民間事業者の活用を指導している。
- ・処理経費の認識を促している。
- ・市の処理・処分事業を補完できる。

(5) これまでのごみ減量・資源化に対する取り組み

既定計画期間内において、これまでごみ減量・資源化に向けて取り組んできた事項を表 3-9 に示します。

表 3-9 ごみ減量・資源化に向けたこれまでの取り組み (1/3)

時 期	内 容	参照ページ
平成 19(2007)年 4 月	白色トレイと発泡スチロールの分別収集を統一	
平成 21(2009)年 4 月	資源ごみ分別収集に廃食油を追加	
平成 23(2011)年 11 月 ～12 月	ごみ減量・資源化のための住民説明会を開催 ⇒市内 44 会場 1,459 人の参加	
平成 24(2012)年度～ 現在	指宿市環境衛生協力会と協力して、毎年度、小学 4 年生を対象に 「環境美化標語」を募集し、優秀賞の選考を実施	27
平成 24(2012)年 5 月	指宿中央旅館組合へのごみ減量・資源化説明会の実施	

第3章 ごみ処理の現状と課題

表 3-9 ごみ減量・資源化に向けたこれまでの取り組み (2/3)

時 期	内 容	参照ページ
平成 24(2012)年 10 月 ～平成 25(2013)年 2 月	指宿市廃棄物減量等推進審議会の開催（5 回） ⇒平成 25(2013)年 3 月 13 日・・・答申書の提出	
平成 25(2013)年 4 月 ～現在	生ごみ処理機器購入補助の拡充として、家庭系の補助率増、事業所系の購入補助の実施	
平成 25(2013)年 6 月 ～平成 28(2016)年 4 月	これまでの広報紙による啓発に加えて、毎月掲載の「みんなの環境広場」を広報紙で展開し、重点情報発信を実施	28 上段
平成 25 年度(2013) ～平成 27(2015)年度	資源ごみ地区立会い収集での資源ごみ回収量の増加を目指し、資源ごみ分別収集地区報償金の拡充（1.5 倍増額還元）を実施	28 下段
平成 26(2014)年 4 月 ～現在	「カセットボンベ・スプレー缶」「小型家電」の収集を実施	
	「蛍光灯・乾電池」を有害ごみとして収集	
平成 26(2014)年 4 月	「ごみの分け方・出し方」のポスターを全世帯へ配布	
平成 26(2014)年 10 月 ～平成 26(2014)年 12 月	指宿市廃棄物減量等推進審議会の開催（2 回） ⇒平成 26(2014)年 12 月 18 日・・・答申書の提出	
平成 27（2015）年 4 月 ～8 月	「ごみ処理の現状と今後の取り組みについて」の住民説明会を開催 ⇒市内 90 会場 2,958 人の参加	
	「今後のごみ減量施策について」の区長・集落長・公民館長向け説明会を開催 ⇒市内 18 会場 188 人の参加	
平成 27（2015）年 8 月 ～現在	市内飲食店等に対して、食品ロス削減の取り組み「残さず食べよう 30・10 運動」のポスター・リーフレットを配布（期間中 3 回配布を実施）	29 上段
平成 27（2015）年 11 月 ～令和元（2019）年 9 月	指宿庁舎資源ごみ常設収集所において、「生ごみ」「古着・布団等」のリサイクルモデル事業を実施	29 下段
平成 28（2016）年 9 月 ～平成 29（2017）年 9 月	各地区の総会時において、「ごみ減量・資源化の取り組み」に対する協力をお願いのため、出前講座を実施 ⇒市内 79 会場 3,870 人の参加	
平成 28（2016）年 9 月～ 平成 29（2017）年 9 月	市営・県営新田ふれあい団地を生ごみ分別収集モデル地区に選定し、生ごみ分別収集モデル事業を実施（約 50 世帯）	30
平成 29（2017）年 3 月	スマートフォン等を活用した情報発信を目的として、ごみ分別アプリの整備実施	

第3章 ごみ処理の現状と課題

表 3-9 ごみ減量・資源化に向けたこれまでの取り組み (3/3)

時 期	内 容	参照ページ
平成 29 (2017) 年 3 月	ごみの分け方・出し方 (分別辞典付き) の作成	
令和元 (2019) 年 2 月 ～現在	(一社) J B R C の回収拠点として登録。小型充電式電池等の回収・再資源化処理費用は無料に。	
令和元 (2019) 年 5 月 ～現在	リネットジャパン(株)と協定を締結。パソコンを含む機器の回収の場合、回収料金は無料に。	
令和 3 (2021) 年 7 月～ 令和 4 (2022) 年 1 月	指宿市廃棄物減量等推進審議会の開催 (3 回) ⇒令和 4 (2022) 年 1 月 21 日・・・答申書の提出	
令和 3 (2021) 年 10 月 ～現在	スプレー缶やカセットコンロ用ボンベはガスを出し切り、穴を開けずに出すよう出し方を変更。また、ごみステーションでの収集をやめ、資源ごみ地区立会い収集所または資源ごみ常設収集所に出すよう場所を変更。	
令和 4 (2022) 年 11 月 ～現在	コンビニエンスストアやスーパーなど食料品店に対して「てまえどり」の推進活動実施	31
令和 6 (2024) 年 6 月 ～現在	プラスチック製品の資源回収開始 これまであった容器包装プラスチックと共に、100%プラスチック素材でできたもので、大きさ 50 cm 未満、厚さ 5 mm 以下の製品も含め収集	32
令和 6 (2024) 年 6 月	「ごみ出しガイドブック」を全世帯へ配布	
令和 8 (2026) 年 3 月 ～現在	(株)ECOMMIT と「環境に配慮した資源循環等の推進に関する連携協定」を締結 ⇒令和 8 (2026) 年 5 月 30 日 指宿庁舎資源ごみ常設収集所隣にてリユース品回収イベント実施	33
	⇒令和 8 (2026) 年 6 月 1 日 資源ごみ常設収集所 3 箇所で衣類回収ボックス「PASSTO」を設置	34
ごみ出し立会い アドバイス (随時)	ごみ出し立会い指導員を任用して、ごみステーションにおける巡回指導を行い、ごみ出しルールの啓発活動を実施	
	指宿市環境衛生協力会と協力して、市内全域を対象に「資源ごみ (地区立会い収集)」「粗大ごみ」の収集日に、ごみ出し立会いアドバイス等を実施	

※1 環境美化標語

子どもの頃からの環境教育の一環として、平成24（2012）年度から市内の小学校4年生を対象に環境美化標語を募集し、最優秀作品をごみ出しカレンダーに掲載しています。また、優秀作品などをポスターにして、公民館や小学校、市の各庁舎に配布し掲示しています。

年度	応募作品数	最優秀作品
R4（2022）	281 作品	ポイ捨ては 未来の地球 きずつける
R5（2023）	300 作品	始めよう 地球が喜ぶ リサイクル
R6（2024）	278 作品	ポイ捨ては 地球を汚す いけないよ
R7（2025）	244 作品	ポイ捨てで あなたの心も よごれるよ

環境美化標語コンクール
最優秀賞
ポイ捨てで あなたの心も よごれるよ
 丹波小学校 松野下 楓華

※2 広報紙を利用した情報発信

市の広報紙を活用して、「みんなの環境広場」と題して、ごみの現状や減量・資源化について情報を発信しました。

生ごみ処理機器購入を補助します

みんなの環境広場

美しい指宿を
未来に残すために

生ごみも立派な資源。
堆肥作りに挑戦してみよう！

生ごみ処理機器には、次のような種類があります。

コンポスト式…土の中の微生物の働きで生ごみを堆肥化するもの。プラスチック製の容器を庭に設置します。

電気式…高温で生ごみを乾燥させるもの。処理した生ごみを堆肥などに利用できます。

**家庭で大活躍！
生ごみ処理機器**

市では、生ごみ処理機器購入補助を拡充しています（平成29年度まで）。手続きは各庁舎でできます。

	年 度	補 助 内 訳
家 庭 用	平成27～29年度	購入価格の40% (上限45,000円)
	平成30年度以降	購入価格の1/3 (上限30,000円)
事 業 所 用	平成27～29年度	購入価格の40% (上限2,000,000円)
	平成30年度以降	補助の廃止

<家庭用の手続きに必要なもの>

- 生ごみ処理機器の領収書
(購入後6カ月以内)
- 印鑑
- 振込口座の分かるもの
(通帳やキャッシュカードなど)

※事業所用を購入する時は、事前に相談してください。

図 環境政策課生活衛生係 図245

2015.8 広報いぶすき 30

※3 資源ごみ分別収集地区報償金の増額

ごみの減量及び減量意識の高揚を図るため、平成25（2013）～27（2015）年度の3年間に限り、資源ごみ分別収集地区報償金を1.5倍にして還元しました。

しかしながら、地区立会い収集による資源ごみ量は増加しませんでした。

現在は、各地区の収集量に応じた資源ごみの売却益を還元していますが、地区立会い収集による収集量は減少傾向にあります。

ごみステーションや常設収集所も含めた全収集量も減少傾向にあり、ごみの資源化を促進させるため、新たな資源ごみ品目を追加する必要があります。



資源ごみ地区立会い
収集の状況

※4 残さず食べよう「30・10」運動*の展開

食品ロス削減の取り組みとして、市内のホテル・旅館・飲食店等に対して、「30・10運動」*のポスター・リーフレットを配布して、協力をお願いしました。



ポスター

- ・ 市内 72 事業所を対象に配布して、取り組みへの協力依頼



リーフレット

※5 「生ごみ」「衣類・布団等」のリサイクルモデル事業

事業結果を検証して、今後のごみ減量施策へと活かすため、市役所指宿庁舎にある資源ごみ常設収集所におけるリサイクルモデル事業を実施。

資源ごみを細分化して、ごみ減量・資源化へと繋げていきます。



衣類等の回収状況



生ごみの回収状況

※6 生ごみ分別収集モデル地区の選定

市営・県営新田ふれあい団地にお住まいの方に協力をお願いして、生ごみ分別収集モデル地区を選定しました。

モデル地区では、生ごみを分別収集して、市内畜産業者と協力して、ごみ減量・資源化の効果を検証しました。

【検証結果】

市営・県営新田ふれあい団地の50世帯から協力をいただき、平成28年9月～平成29年9月までの1年間で約3.9tの生ごみを収集しました。

アンケート結果では、半数が続けるべきとの回答でしたが、臭いが気になることや高齢者には負担が重い等の意見をいただきました。

現時点では、受入側の畜産農家において、口蹄疫や受入れられる余力がないなどの問題もあり、生ごみ受け入れの協力をいただける畜産農家がないところです。

生ごみの分別収集を実施するには、生ごみを安定的に受け入れられる処分先の確保が課題となっています。



モデル地区説明会



生ごみ回収状況



回収された生ごみ



畜産業者との連携

※7 「てまえどり」の推進活動

日頃の買い物の中で、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある食品（消費期限・賞味期限の近い食品）を積極的に選ぶ「てまえどり」の行動を普及し、消費者へ食品ロスを意識してもらおうとともに、店舗での食品ロス削減につながることを目的に取り組みを実施中。



ポスター



啓発用資材



食料品販売店舗前での推進活動

※8 プラスチック製品の資源回収開始

令和6（2024）年6月より、これまで資源ごみとして収集していたプラスチック製容器包装にあわせて、プラスチック製品（100%プラスチックで出来た製品であり、大きさが50cm未満、厚みが5mm以下のものに限る。）についても資源ごみとして収集できるようになりました。

◇指宿市役所の住所 〒891-0497 指宿市十町2424番地
◇指宿市ホームページ <https://www.city.ibusuki.lg.jp>

IBUSUKI PICK UP NEWS CHECK!!

プラスチックごみの収集が変わります

6月1日頃から、これまで収集してきたプラスチック製容器包装に加え、スプーンやハンガーなどのプラスチック製品も資源ごみとして収集を始めます。リサイクルのさらなる推進や燃えるごみの減量にご協力をお願いします。

変更のポイント

- ①基準に当てはまるプラスチック製品は「燃えるごみ」から「資源ごみ」へ
- ②名称を「プラスチック製容器包装」から「プラスチック類」へ
- ③プラスチック製容器包装とプラスチック製品は
まとめて一緒に資源ごみ袋に入れて出す（資源ごみを出す場所に変更ありません）

新たに収集するプラスチック製品の基準

プラスチック素材100%でできた、一辺の長さが50cm未満のプラスチック製品で家庭から出された物

資源ごみ（プラスチック類）

NEW

プラスチック製品

新たに分別収集するプラスチック製品の例



スプーン・フォーク



プラコップ



ちりとり



洗面器



ハンガー



バケツ

※記載の物は一側であり、基準を満たしていれば資源ごみに出すことができます。
※カセットテープ・ビデオテープのテープ、PPバンドなど長い物は50cm未満になるように切断してください。また、レジャーシートや雨がばなど広げると50cmを超える物であっても、50cm未満に切断した状態になっていれば資源ごみに出すことができます。

プラスチック製容器包装



識別マークがある物



菓子袋



詰め替え用容器



卵パックなど

※プラスチック製品やプラスチック製容器包装は、食品汚れや土砂汚れなどは軽く水洗いするなどして汚れを取り除いてください。

収集対象とならないプラスチック製品

- ・まな板や将棋盤など厚みが5mm程度以上の物
- ・電池・電気で動く物
- ・水ですすいでも汚れや食材が残っている物
- ・けがや発火の危険性がある物
- ・プラスチック以外の素材が含まれている物



加熱式たばこ



刃がついた道具



一部金属のおもちゃ

※詳しくはごみ出しガイドブック（令和6年6月版）で解説しています。
※ごみの分別に迷った時は家庭ごみの分け方と出し方・ごみの分別辞典を確認してください。



家庭ごみの分け方と出し方



ごみの分別辞典

環境政策課廃棄物対策係 ☎244・245

※9 リユース品のイベント回収実施

「環境に配慮した資源循環等の推進に関する連携協定」を締結した株ECOMMIT と共同で、リユース品のイベント回収を実施いたしました。

令和8（2026）年5月30日の回収では、112台の持込みがあり3.2tものリユース品を回収しました。

今後は、年に2回程度、このようなイベントを開催する予定です。

リユース品回収のお知らせ

まだ使えるものを
全部ごみにするのは
もったいない...

「自分はもういらなくても、
まだ十分に使えるもの」を
お持ち込みください。

市が無償で引き取り、連携する
企業を介して次の使い手に
繋げます！

令和8年
5/30 **土** 9:00▶12:00
指宿庁舎敷地内

積み下ろし場所位置図

株ECOMMITと連携して
さらなるごみの減量化や限りある
資源の循環的な有効活用
に取り組んでいきます。

裏面の品目・基準を必ず
お読みの上、お持ちください。

問合せ先
環境政策課資源物対策係 0993-22-2111

☑ 持ち込みできるもの

食器/キッチン用品	お皿 コップ 茶碗 湯呑 カトラリー（スプーン・フォーク） お箸（金製のみ） 箸 フライパン やかん キッチンツール等 ※ 割れ・欠け・ひびのないもの、こげ・サビがないもの
雑貨/他	スポーツ・アウトドア用品 釣り具（リール・竿・ルアー） ガーデニング用品 スーツケース 楽器 ヘルメット 傘等
工具	手工具 電動工具（インパクトドライバ、電動ドリル、サンダー、 ポリッシャー、グラインダー、チェーンソー） 工具箱 農機具 ※ サビ・汚れがあるものや非通電のものでも持ち込み可能
服飾雑貨	アクセサリ 腕時計 靴 財布 ベルト 帽子 サンダル スリッパ メガネ 靴紐等 ※ カビ・サビ・汚れ・劣化していないもの
家電	音楽プレーヤー ラジカセ アンプ カセットデッキ スピーカー ビデオデッキ ミシン カメラ ※ 上記を除く家電は製造10年以内の持込みのみ可能
おもちゃ	ゲーム機・ソフト ミニカー 鉄道玩具 ブロック ラジコン プラモデル カード フィギュア ぬいぐるみ ※ カビ・サビ・汚れ・劣化していないもの
家具・インテリア	照明器具 置物 絵画・額縁 時計 ※ 破損・汚れ・カビがないもの カラーボックス（金属のもの）不可、プラスチックの衣装ケース不可

❗ お持込みは長辺が110cm未満のものに限ります。
110cm以上あるものはお受け取りできません。

☑ 持ち込みできないもの

家電リサイクル法対象品	冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 エアコン テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL）
その他	食品、液体、電機類、日本人形、かるた、書籍、CD/DVD、柚木漆

❗ お持込みできないもの、条件に該当しないものはお受け取りできません。
あらかじめご了承ください。

リユース品には次に使う方がいます。
「次の人がそのまゝの状態ですぐ使えるもの」をお持ちください。

リユース品回収のチラシを回覧板で配布



回収日当日の様子

※10 衣類収集を開始

令和8（2026）年6月より、㈱ECOMMIT が展開する資源循環サービス「PASSTO」の衣料品回収ボックスを、指宿庁舎など3箇所にある資源ごみ常設収集所に設置し、衣料品の収集を開始しました。

①利用してください！資源ごみ常設収集所で衣類の分別収集

指宿・山川・開聞庁舎の資源ごみ常設収集所に資源循環サービス「PASSTO」の不要品回収ボックスを設置し、家庭で不要になった衣類を回収します。回収した衣類は古着としてリユースされる他、古着として扱えない物はクッション材や断熱材などに利用されます。

▶収集開始日／6月1日①

▶回収できる物

トップス（Tシャツ・セーターなど）・ボトムス（パンツ・スカートなど）・ジャケット・コート・タオル

▶回収できない物

靴下・肌着・水着・着物・制服・体操着・ユニフォーム・靴・スリッパ・上履き

▶注意事項

- ・汚れた物や濡れた物はいれないでください
- ・状態が悪い物は回収対象外となる場合があります
- ・一度回収したものは返却できません



衣類などの不要品回収ボックス「PASSTO」

令和8(2026)年5月の広報いぶすきに掲載

売る？捨てる？パストする！

売るのはちょっと手間。捨てるのもちょっともったいない。
 だったらパストしませんか？
 たとえば服、おもちや、サングラス。
 使わなくなったモノを持っていくだけで、
 必要とする次の人にバトンタッチ。
 手間ひまいらずで出来るちょっといいこと、広がります。

あなたの街の循環ステーション。

PASSTO

パストしよう

使わなくなったものは次の人へ

リユース・リサイクル率 約98%
環境負荷低減にコミットします

リユース
そのまま使う

水回りリサイクル
素材に製して、ふたたび衣類に

その他リサイクル
他の使い道にリサイクル

パストできるモノ

衣類のリサイクル
REUSE & RECYCLING OF CLOTHING

トップス

ボトムス

ジャケット・コート

スカート

シャツ

タオル

パストできないモノ

靴下・肌着

水着

着物

制服・体操着・ユニフォーム

濡れている物

パズが足りない

香水

靴・スリッパ・上履き

■ 一度回収したものは返却できません。 ■ 汚れたものはいれないでください。

配布用チラシ

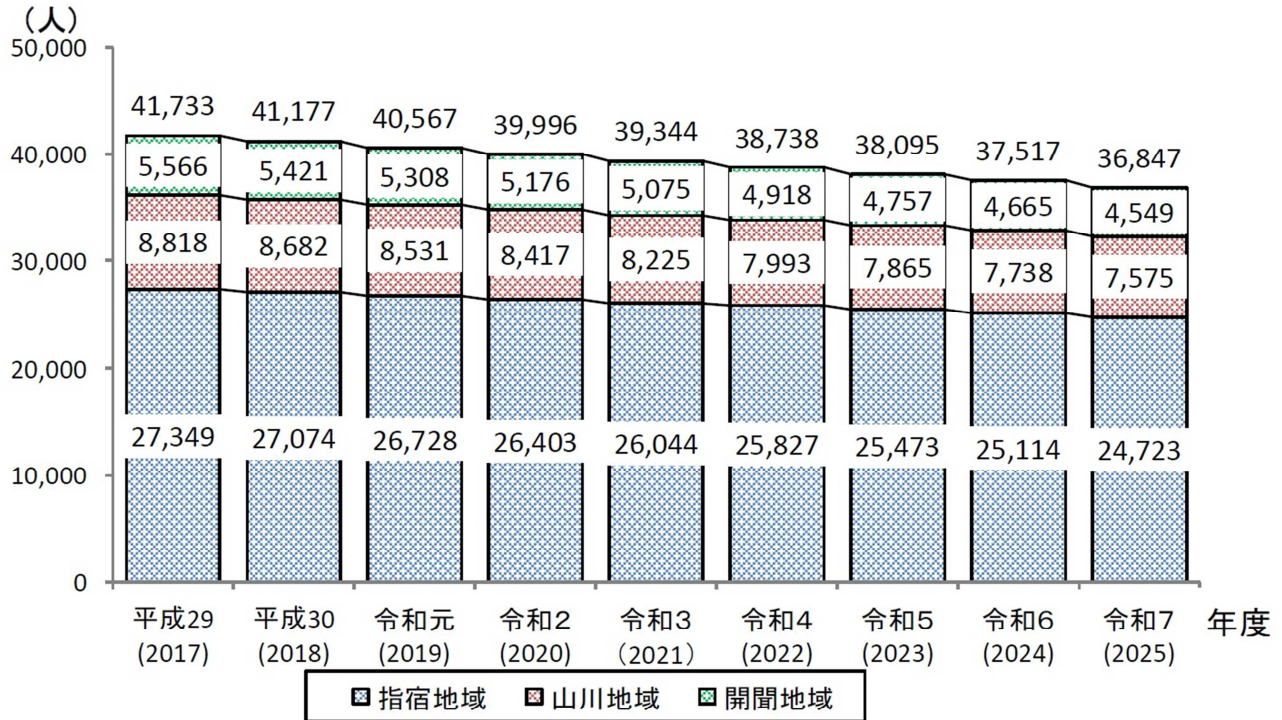
34

2) ごみ量の推移

(1) 計画処理区域内人口の推移

指宿市及び市内各地域（指宿地域、山川地域、開聞地域）における計画処理区域内人口の推移を図3-6に示します。

指宿市及び市内各地域の計画処理区域内人口は減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

図3-6 計画処理区域内人口

(2) ごみ排出量の推移（一般廃棄物処理実態調査結果から）

①年間排出量

指宿広域クリーンセンターでのごみ処理量（指宿市のみ）及びがれきなど直接最終処分した量，燃えないごみなどの焼却以外の中間処理した量，直接資源化業者に引渡したごみ量の推移を図3-7に示します。

令和元(2019)年度のごみ処理総量は14,238tでしたが，令和6(2024)年度は8.4%(年1.7%)減少し，13,038tとなっており，全体的に減少傾向にあります。

指宿広域クリーンセンターで直接焼却されたごみについては，令和元(2019)年度は12,187tでしたが，令和6(2024)年度は7.6%(年1.5%)減少し11,260tとなっています。

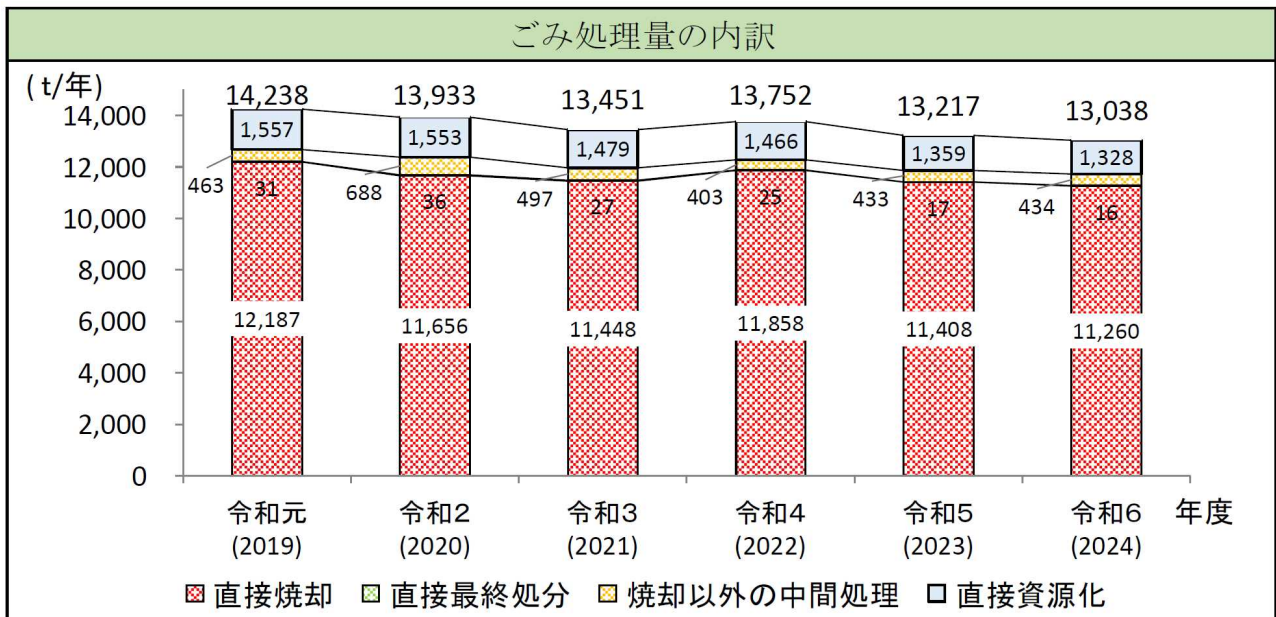
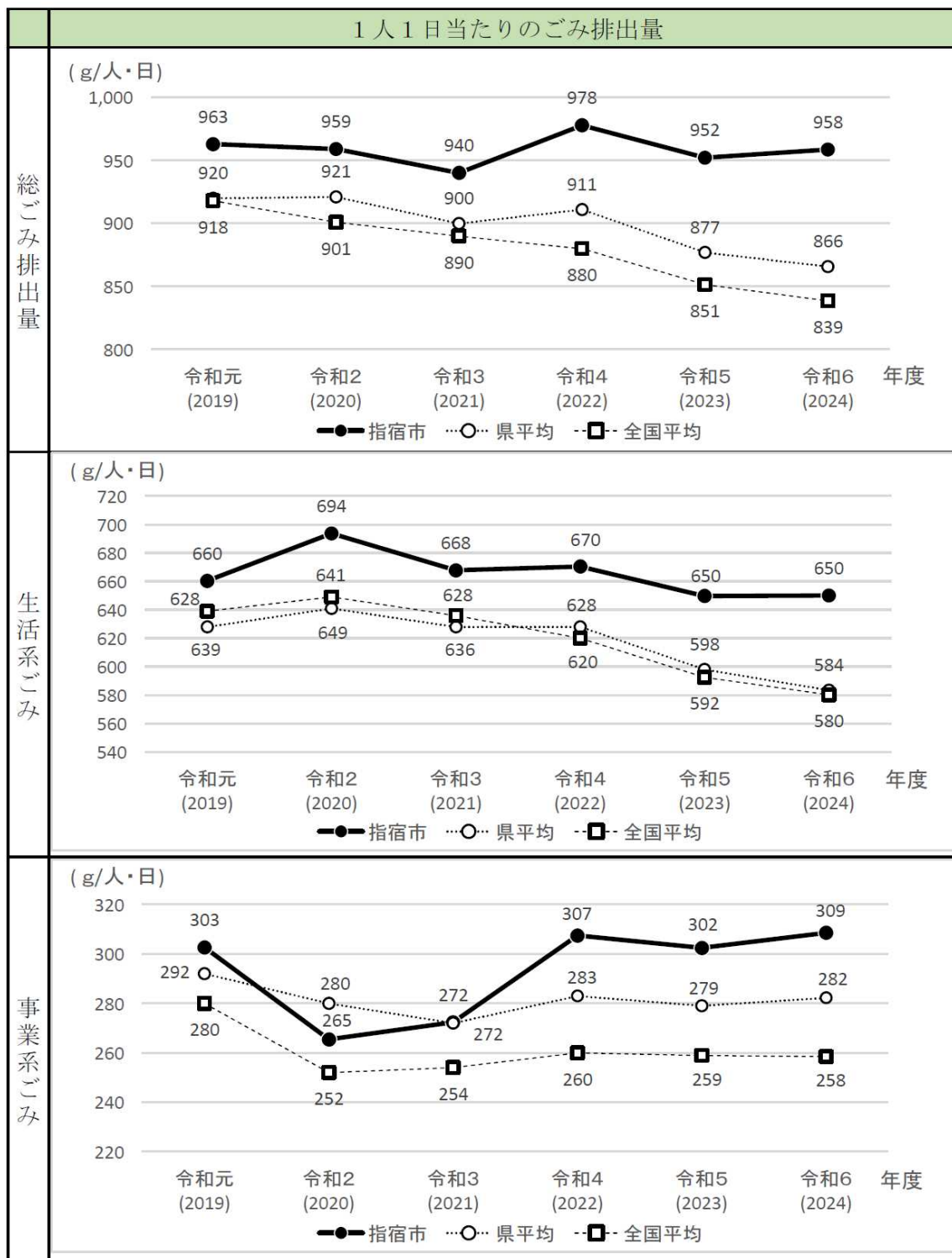


図3-7 総ごみ排出量の推移

② 1人1日当たりごみ排出量

過去6年間の本市の1人1日当たりごみ排出量を図3-8に示します。

総ごみ排出量、生活系ごみ、事業系ごみの排出量は、いずれも鹿児島県平均及び全国平均を上回った数値となっています。



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

図3-8 総ごみ排出量（生活系・事業系ごみ）の内訳

③家庭系ごみ*排出量

過去6年間の本市の1人1日当たり家庭系ごみ*量を図3-9に示します。

一般廃棄物処理実態調査において、令和4(2022)年度から採用された指標であり、生活系ごみ*から資源ごみを除いた数値です。

鹿児島県平均及び全国平均とともに減少傾向にありますが、本市は高い水準にあります。

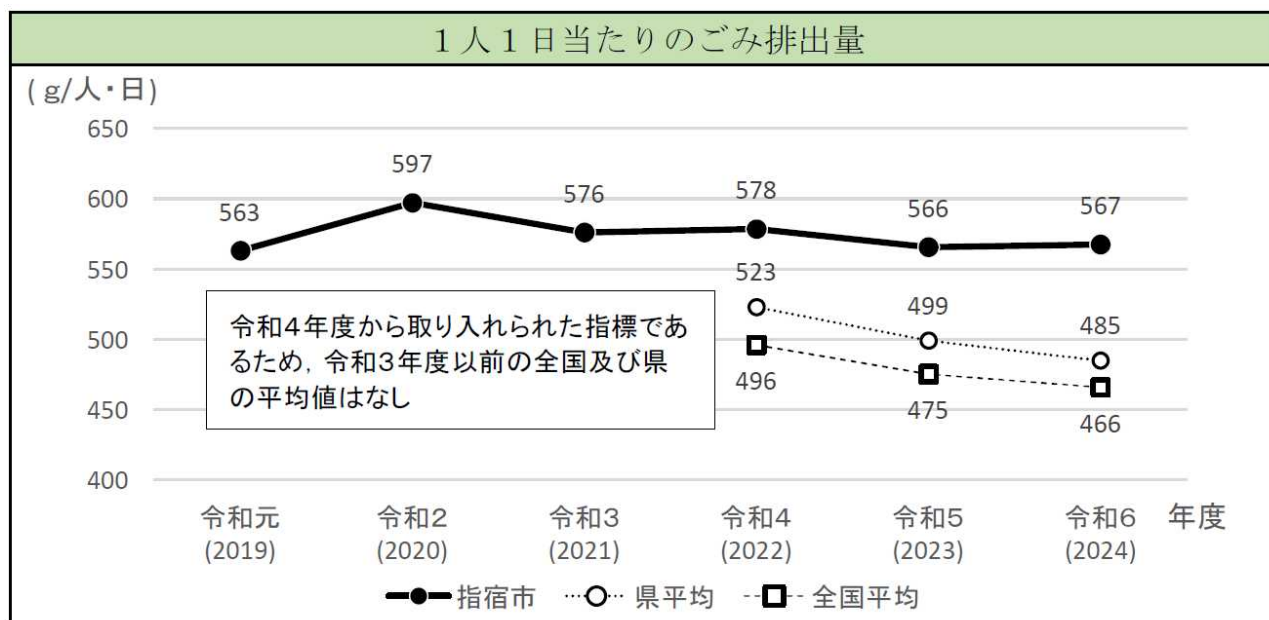


図3-9 家庭系ごみ*排出量の推移

④リサイクル率

過去6年間の本市のリサイクル率を図3-10に示します。

鹿児島県及び全国平均と比較し、低い水準にあります。

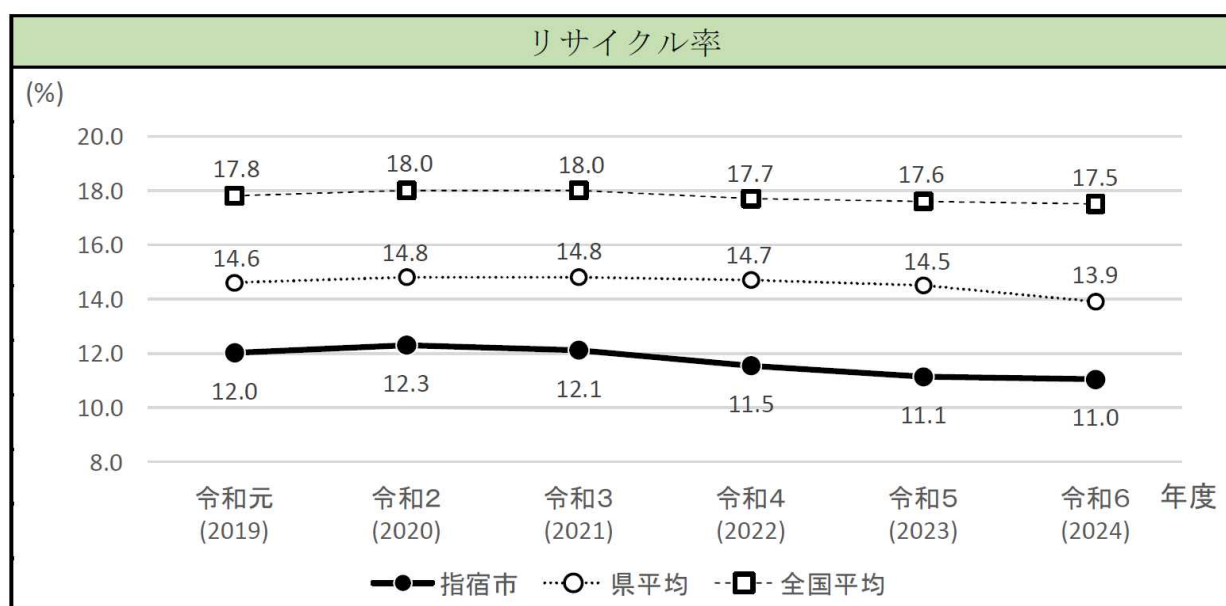


図3-10 リサイクル率の推移

(3) 処理経費の推移（一般廃棄物処理実態調査結果から）

収集及び処理過程別のごみ1 t当たりの収集・中間処理経費と人口1人1日当たり年間処理経費を図3-11に示します。

まず、ごみ1 t当たりの経費については、令和元(2019)年度で総額25,875円/tでしたが、令和6(2024)年度には38,112円/tとなっており、47.3%(年9.5%)ほど増額となっています。人口1人当たりの年間処理経費については、令和元(2019)年度の総額は8,790円でしたが、令和6(2024)年度は12,807円となっており、45.7%(年9.1%)ほど増額となっています。

このことから、1 t当たりの収集・中間処理経費が年9.5%ほど増加傾向となっており、また、人口1人当たりの年間処理経費も年9.1%ほど上昇している傾向がみられます。



図3-11 年間処理経費の推移

(4) 最終処分量の推移（一般廃棄物処理実態調査結果から）

焼却残渣等の処分量の推移を図 3-12 に示します。

指宿広域クリーンセンターで中間処理した後に残る焼却灰や処理残渣を、指宿広域市町村圏組合の管理型最終処分場に埋立処分しています。

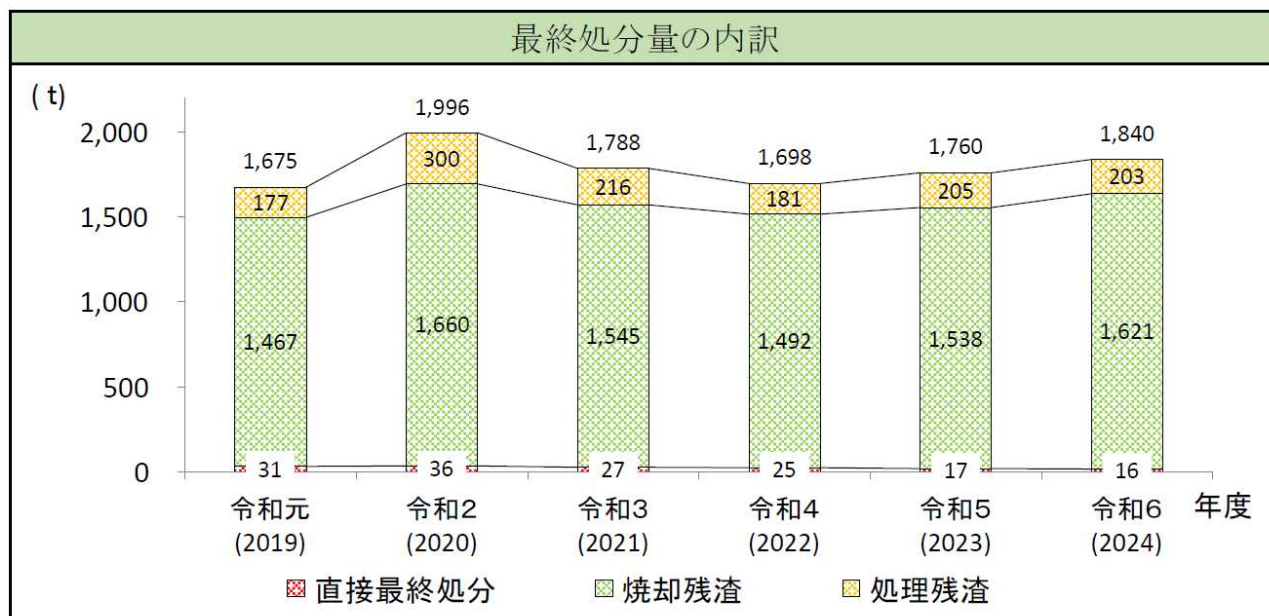


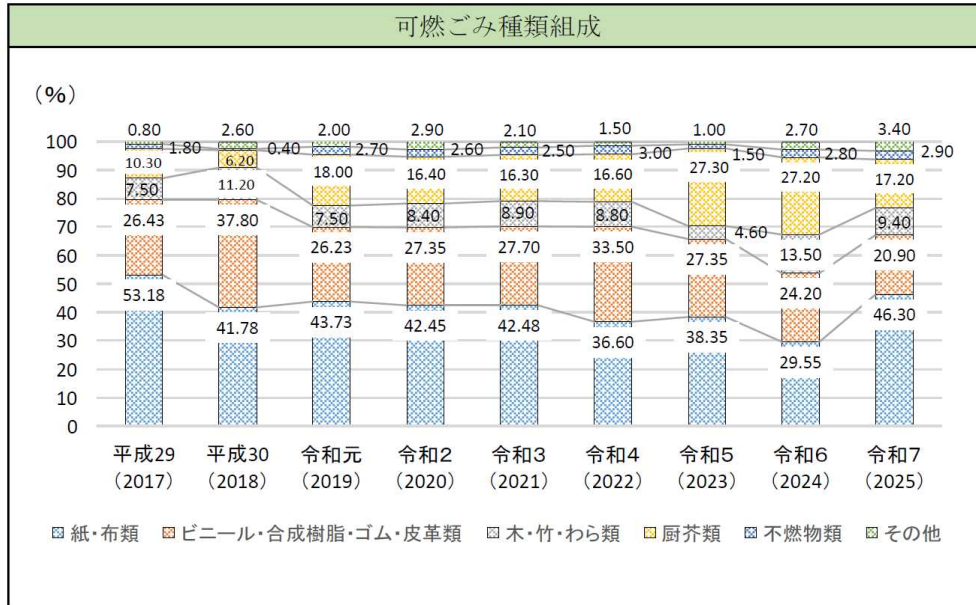
図 3-12 焼却残渣等の処分量

3) ごみ質の状況

(1) 種類組成

燃えるごみのごみ質に係る種類組成の推移を図 3-13 に示します。

種類組成は、「紙・布類」（資源化可能ごみ）が最も多く、一方では「厨芥類*」の割合も上昇している傾向が見られます。



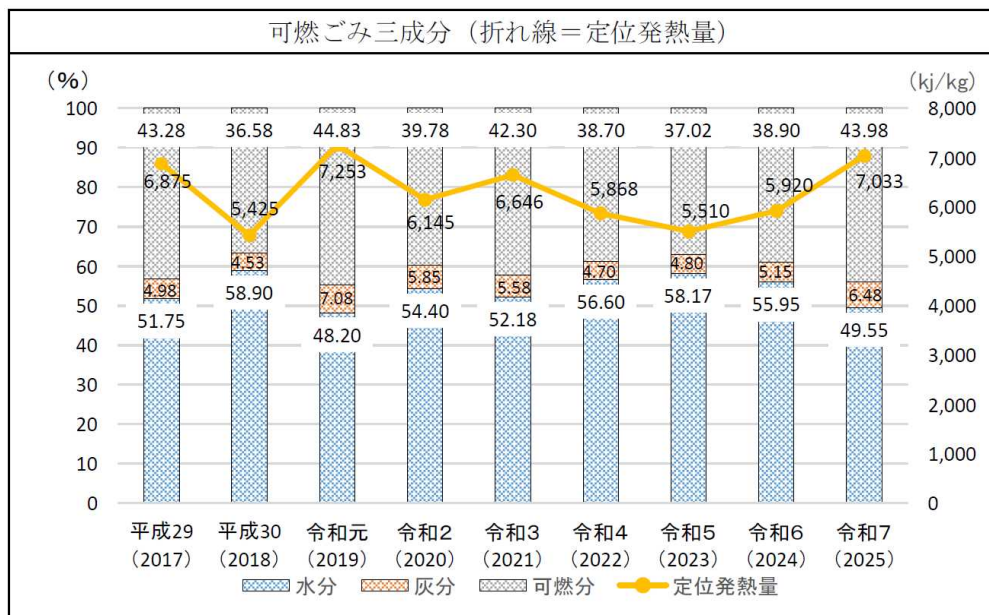
資料：令和7（2025）年度指宿広域市町村圏組合概要より

図 3-13 種類組成の推移

(2) 三成分

三成分の推移を図 3-14 に示します。

三成分は、「水分」が50%近くを占め、可燃分は44%ほどとなっています。



資料：令和7（2025）年度指宿広域市町村圏組合概要より

図 3-14 三成分の推移

4) 既定計画の達成状況と評価

令和4(2022)年3月に策定した既定計画では、「1人1日あたり総ごみ排出量」と「1人1日あたり家庭系ごみ*排出量」、「事業系ごみ*排出量」、「リサイクル率」の4項目について、中間目標年度(令和8(2026)年度)及び最終目標年度(令和13(2031)年度)を表3-10のとおり定めています。

表3-10 既定計画におけるごみ処理の目標値(令和4(2022)年度)

区分	実績	中間目標	最終目標
	令和2(2020)年度	令和8(2026)年度	令和13(2031)年度
1人1日あたり 総ごみ排出量 ※1 (g/人・日)	— 888	令和2(2020)年度比 2.1%減(▲19g) 869	令和2(2020)年度比 4.2%減(▲38g) 850
1人1日あたり 家庭系ごみ*排出量 ※2 (g/人・日)	— 641	令和2(2020)年度比 2.1%減(▲14g) 627	令和2(2020)年度比 4.2%減(▲27g) 614
事業系ごみ*排出量 ※3 (t/日)	10.5	10.3	10.1
リサイクル率 ※4 (%)	10.1	16.7	23.4

※1 総ごみ排出量÷人口÷年間日数

※2 (燃えるごみ+燃えないごみ+粗大ごみ)÷人口÷年間日数

※3 事業系ごみ*排出量÷年間日数

※4 資源化量÷総ごみ排出量

(1) 総ごみ排出量(1人1日あたり総ごみ排出量)

総ごみ排出量の推移を図3-15に示します。

1人1日当たりの総ごみ排出量は令和7(2025)年度現在で857g/人・日となっており、中間目標年次における目標値を達成しています。

最終目標年次での目標値達成へ向けて、ごみ排出量の削減に一層取り組む必要があります。

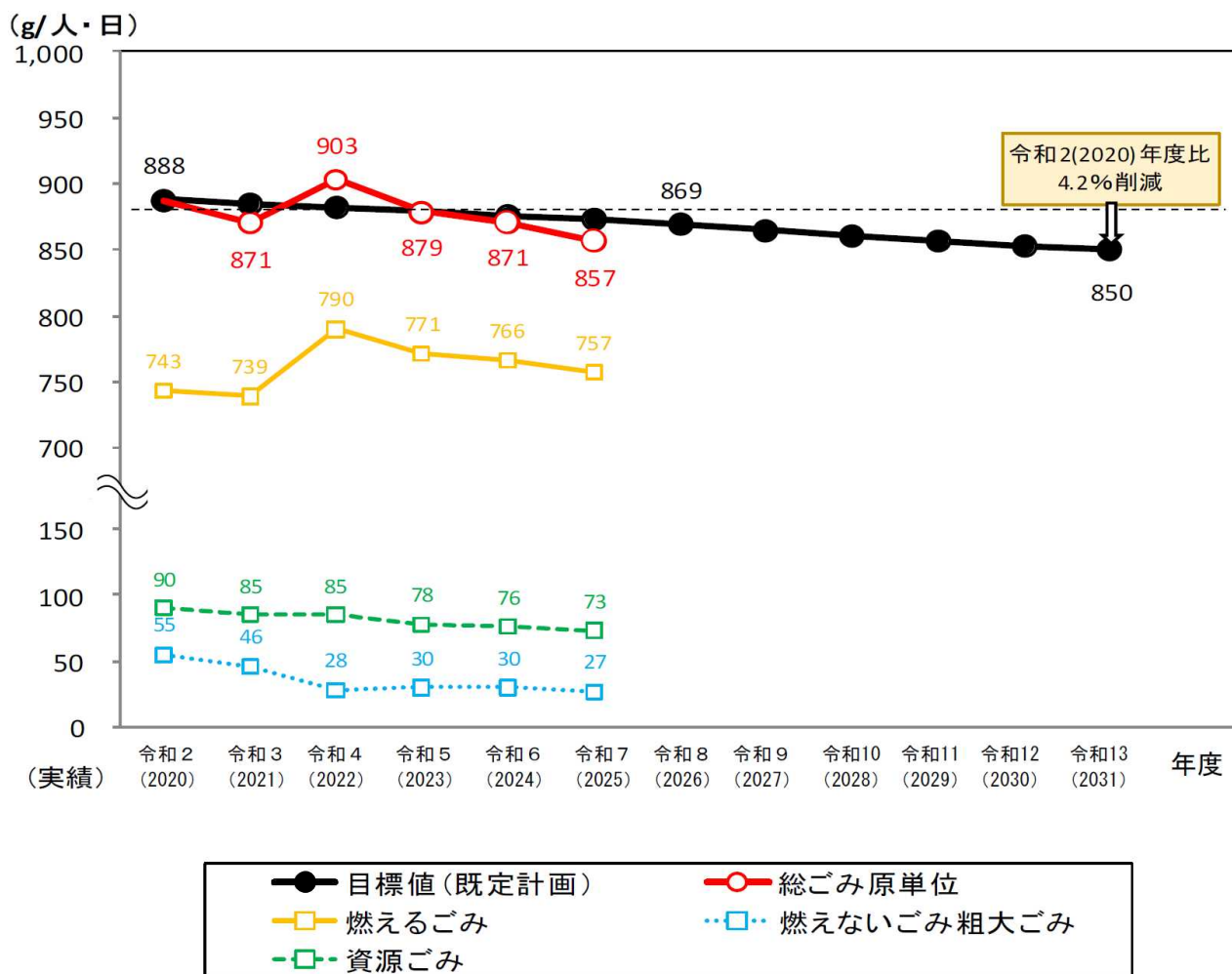


図3-15 既定計画の達成状況(総ごみ原単位)

(2) 家庭系ごみ*排出量

1人1日あたりの家庭系ごみ*排出量の推移を図3-16に示します。

家庭系ごみ*原単位は、令和7(2025)年度現在で587g/人・日となっており、既定計画の間目標値を下回っています。

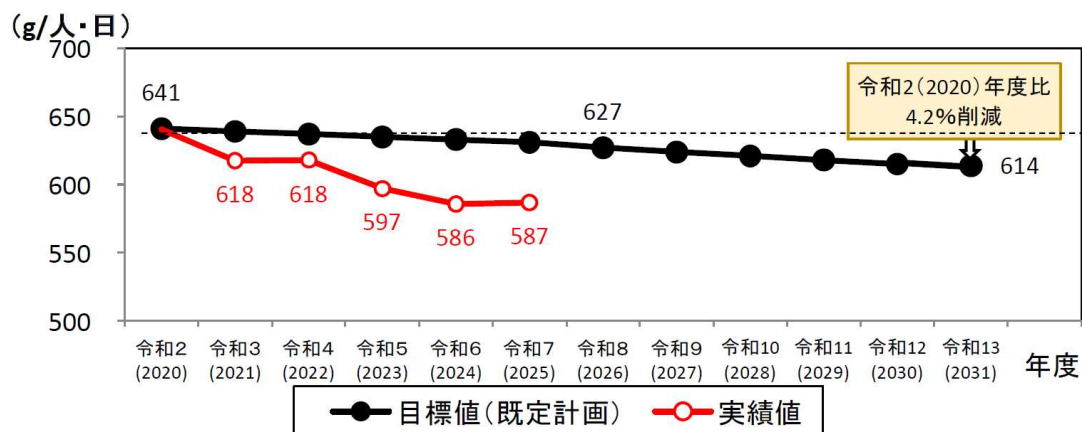


図3-11 既定計画の達成状況(総ごみ原単位(資源ごみ除く))

図3-16 既定計画の達成状況(1人1日あたり家庭ごみ排出量)

(3) 事業系ごみ*排出量

1日あたりの事業系ごみ*排出量の推移を図3-17に示します。

事業系ごみ*原単位は、令和7（2025）年度現在で10.8t/日となっており、既定計画の中間目標値を0.5t/日上回っており、ごみ排出量の削減に一層取り組む必要があります。

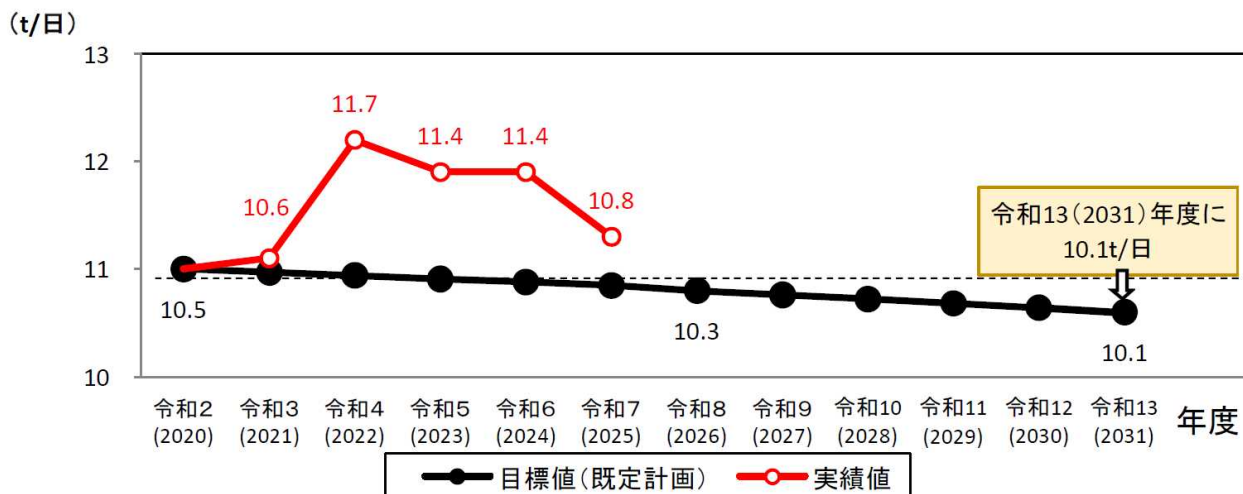


図3-17 既定計画の達成状況(1日あたり事業系ごみ排出量)

(4) 資源化率

資源化率（＝資源化された量÷総ごみ排出量）の推移を図3-18に示します。

資源化率は令和7（2025）年度現在で9.4%で、令和2（2020）年度実績値よりもマイナス0.7%となっており、既定計画での中間目標値についても大きく下回っています。

このため、資源化への取り組みは、より重点的に促進を図る必要があります。

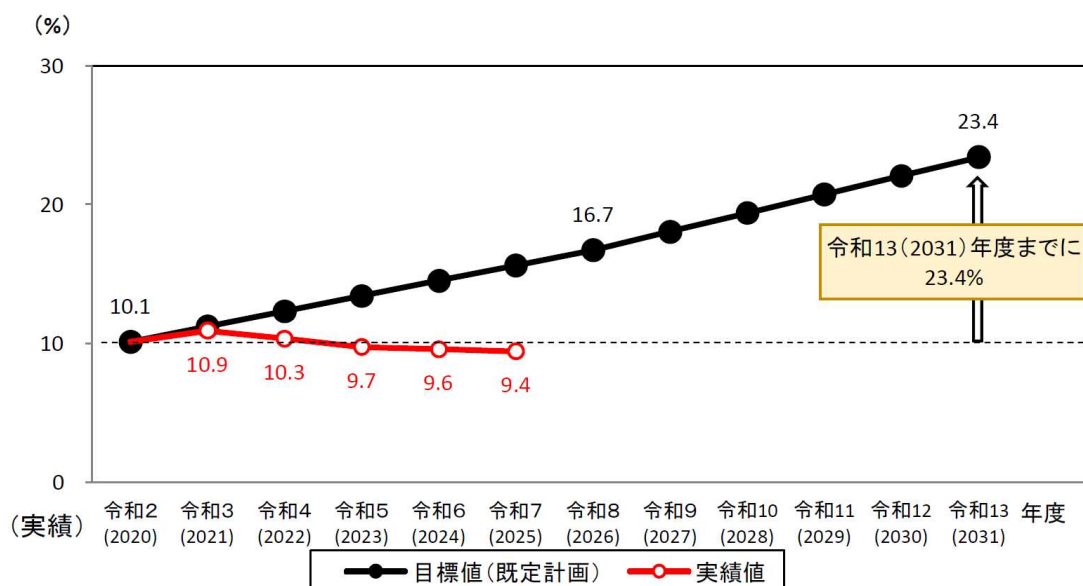


図3-18 既定計画の達成状況(資源化率)

第3章 ごみ処理の現状と課題

ここで、指宿市のごみ処理状況について、類似した人口規模の都市（63市）と比較・評価を行った結果を表3-11及び図3-19に示します。

比較方法は、環境省が取りまとめて公表している「一般廃棄物処理事業実態調査（令和6（2024）年度実績）」のデータを基にした「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いました。

【比較・評価結果】

- ・ 指宿市の総ごみ原単位は、人口規模（30,000人以上、40,000人未満）と産業構造（Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比55%以上）が類似した都市平均の約1.1倍の量となっています。
- ・ リサイクル率は人口規模類似都市平均の約0.73倍と低くなっています。
- ・ 最終処分率は人口規模類似都市平均の約1.40倍と多くなっています。
- ・ 指宿市の一人当たりごみ処理経費及び最終処分減量に要する費用は、いずれも人口規模類似都市平均より低くなっています。

標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率(RDF・ セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.869	0.151	0.101	18,069	60,340
最大	1.212	0.410	0.714	44,958	139,420
最小	0.557	0.052	0	5,225	18,914
標準偏差	0.135	0.066	0.108	7,216	22,979
指宿市実績	0.958	0.11	0.141	12,807	39,068
指数値	89.8	72.8	60.4	129.1	135.3

表 3-11 人口規模類似都市との比較(令和6(2024)年度実績)

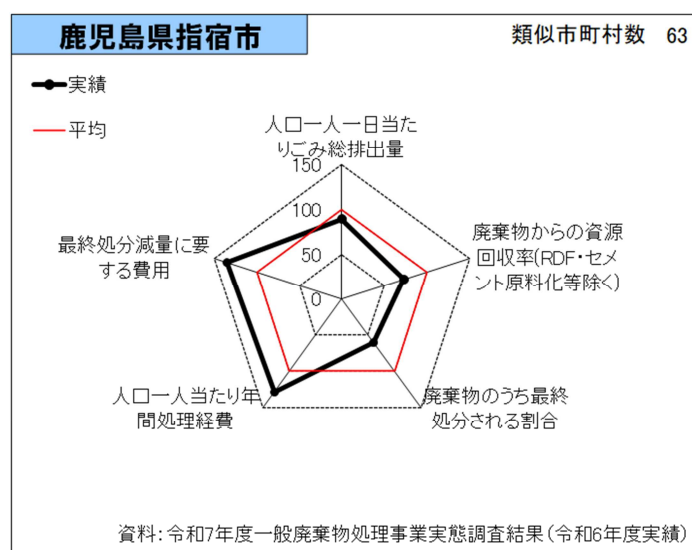


図 3-19 人口規模類似都市との比較(令和6(2024)年度実績)

2 今後のごみ行政に関する課題

以上より抽出される今後のごみ行政に関する課題は、次に示すとおりです。

【広報・啓発】

- ① 本市における令和6（2024）年度の総ごみ原単位は、958g/人・日と全国平均（839g/人・日：一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和6（2024）年度））を上回っています。また、リサイクル率は、11.0%と全国平均（19.3%：一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和6（2024）年度））を大きく下回っています。これらの結果から、3Rの考え方や特に優先順位が高い2R（リデュース・リユース）について、市民や事業者はその意義や具体的な取り組み方法等の情報提供を充実させる必要があります。
- ② ごみ問題に無関心な人達が、目を引くような情報提供や啓発が重要であることから、広報紙やホームページ等への掲載など一層の内容充実と積極的な広報・啓発の取り組みが必要です。
- ③ 家庭系ごみ*および事業系ごみ*の燃えるごみをさらに減らすために、「30・10運動*」や「てまえどり」など、生ごみの排出抑制対策や、紙ごみの排出抑制など品目別の取り組みを一層充実していくことが必要です。
- ④ 市民・事業者・市が一体となって3Rを進めるためには、正しい知識と行動への理解が欠かせないことから、ごみの分別方法やリサイクルの仕組みなどに関する情報提供を充実させ、燃えるごみの減量と再資源化の促進が必要です。
- ⑤ 高齢者向けの排出抑制・減量化・リサイクルに関する積極的な情報発信が必要です。

【ごみ処理体制の安定、さらなる排出抑制・減量化への仕組みづくり】

- ① 少子高齢化の進行などにより、ステーションの管理やごみ出しが難しくなる人が増加していくことから、ごみ出し支援等に対応した取り組みの検討が必要です。
- ② 効率的で経済的なごみ処理が求められることから、ごみ処理施設の更なる広域化・集約化の実現へ向けて、近隣の自治体と共同処理する検討を進める必要があります。
また、今後とも安定的かつ継続的な最終処分を継続するためには、最終処分量をより減少させていく必要があります。
- ③ 地震や水害などによる大規模災害により、ごみ処理サービスを一時的に停止せざるを得なくなったり、緊急的に災害ごみが急増したりする場合に備えて、災害廃棄物仮置き場の確保や国、県、関係自治体及び関係業界との連携など、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要があります。

3 現状と課題のまとめ

現 状

1 1人1日当たりの総ごみ排出量は横ばいであり、県・全国平均と比較すると悪い（多い）水準にあります。

- ・総ごみ排出量と家庭系ごみ*排出量は、中間目標の設定値を達成しましたが、一般廃棄物処理事業実態調査結果での本市の排出量は、県や全国平均と比較し悪い水準にある。

- ・総ごみ排出量は、人口規模類似都市平均の約1.1倍
- ・家庭系ごみ*排出量は、全国平均の1.22倍、県平均の1.17倍
- ・事業系ごみ*排出量は、全国平均の1.20倍、県平均の1.10倍

2 資源化は十分ではありません

- ・資源化率は中間目標値、また、県や全国の平均に遠く及ばず資源化へ向けて効果的な施策が必要です。

- ・リサイクル率は11%（令和6（2024）年）と、人口規模類似都市平均の約0.72倍

3 処理コストの上昇及び人口1人当たりの経費負担が年々上昇傾向にあります。

課 題

1 充実した排出抑制・リサイクルに向けた品目別取り組み

2 3Rの考え方や2R優先の取り組みと積極的な広報・啓発

3 事業系ごみ*の更なる減量化・資源化

4 ごみ分別排出に関する啓発

5 高齢者向けの積極的な情報発信

6 安定的なごみ処理体制の確保

7 災害廃棄物対策

8 収集処理経費確保へ向けた料金体制の見直し

第4章 ごみ処理の当面の目標

1 基本目標及び基本方針

1) 基本目標

本市は、温暖な気候、豊富な温泉資源、太陽光などの自然エネルギー、九州で一番大きな池田湖の水資源、全国的にも珍しい陸繋島の知林ヶ島、開聞岳など素晴らしい自然景観地があります。自然界からの恵みが有限であることを認識し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためには、貴重な資源を有効に活用して、できるだけ環境への負荷が少ない地域社会をつくる必要があります。

それを実現するために、既定計画を踏襲し『ものを大切にし、資源循環を目指すまち、いぶすき』を基本目標とします。

基本目標

ものを大切にし、資源循環を目指すまち、いぶすき

本市が目指す循環型社会*

私たちは、太陽、海、山、湖、温泉等、様々な自然環境の恵みを受けて生活しています。これらは、私たちが、次世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産です。

環境保全や資源循環は、行政だけが行っていたのでは、時間も経費もかかりすぎます。迅速にかつ効率的に、環境への負荷を低減していくためには、市民一人ひとりが環境への関心を深め、自ら率先して行動を起こすことが求められています。同時に、市民・事業者・行政が協働して、資源の有効活用、再利用、ごみの減量化・資源化を推進することが重要です。

本市の目指す循環型社会*は以下に示すとおり、3Rの考え方に基づき「リデュース」「リユース」「リサイクル」の優先順位で、天然資源の投入をできるだけ抑制し、最終処分量を削減するとともに、どうしても燃やさざるを得ないごみについては、焼却余熱の利用など、エネルギーとしての活用を進め、適正に処理・処分していく社会とします。

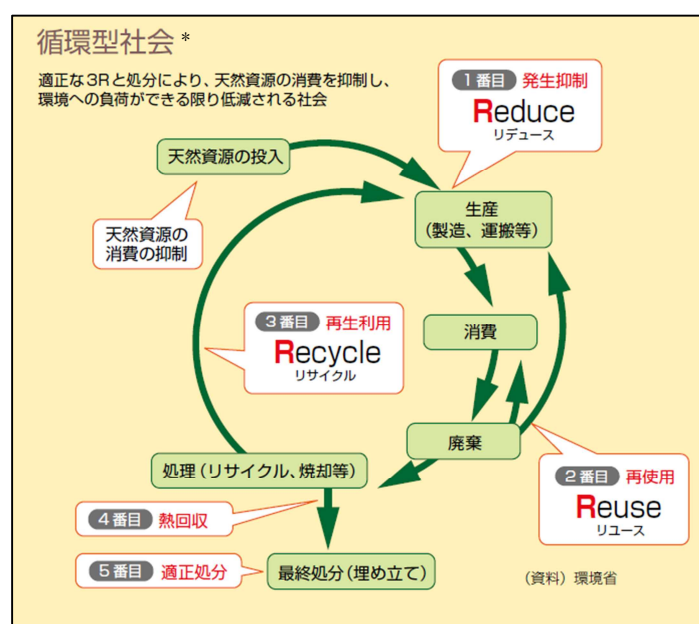
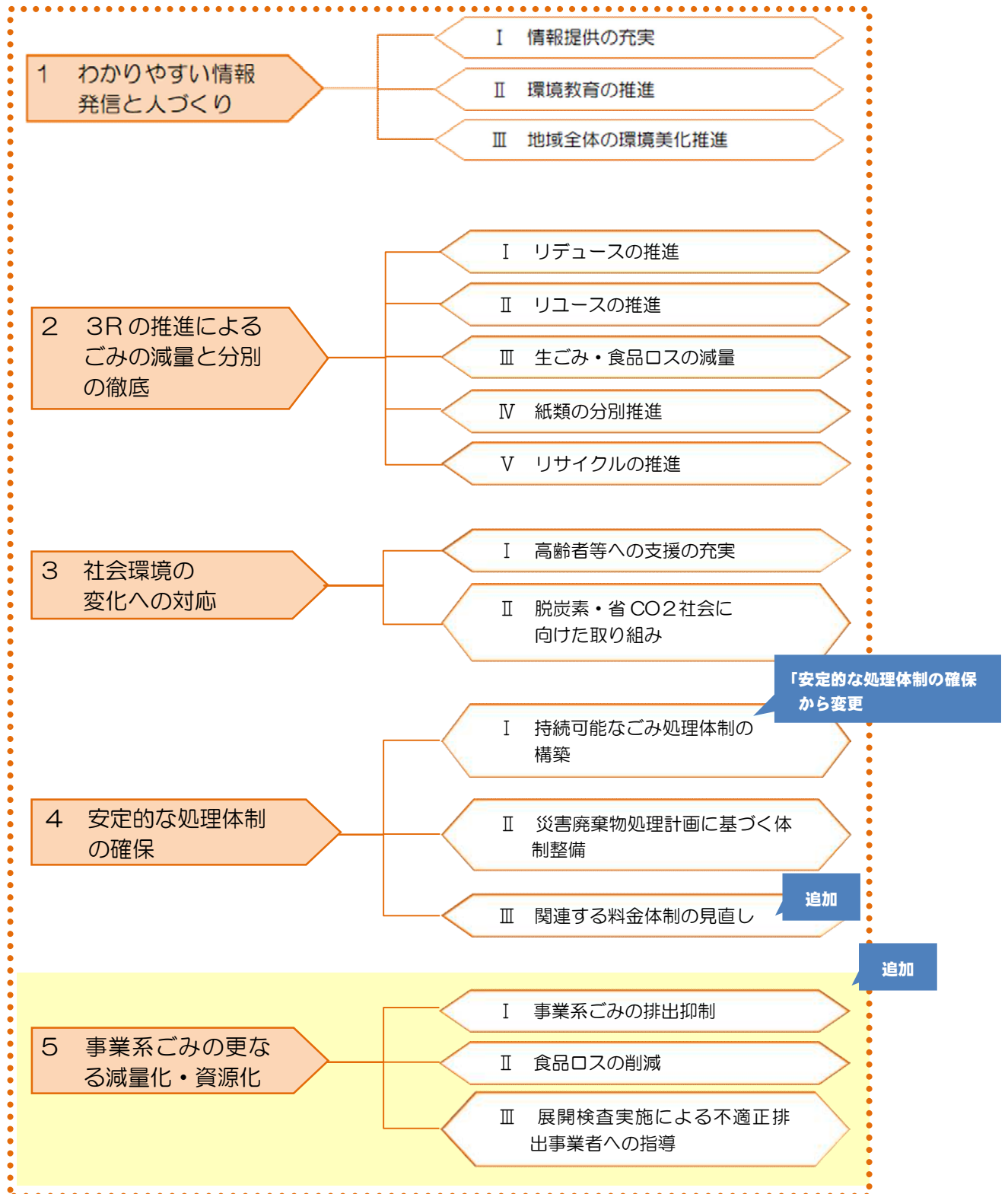


図 4-1 本市が目指す循環型社会のイメージ図

2) 基本方針

基本目標を達成していくための基本方針を、既定計画を一部補完し、次のとおり定めます。



2 計画の目標

1) 目標の考え方

計画の目標は、環境省の定める「ごみ処理基本計画策定指針」の考え方に基づき、指宿市の将来人口や将来のごみ排出量の見込みを踏まえた上で、設定します。

2) 将来ごみ量の推計

現状で推移した場合のごみ排出量推計を表 4-1 に、処理及び資源化量の推計を表 4-2 にそれぞれ示します。

表 4-1 ごみ排出量推計

年度 項目		実績 R7 (2025)	推 計						
			R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	
計画処理区域内人口	人	36,715	36,084	35,462	34,841	34,219	33,598	32,976	10/1時点
総ごみ排出量	t	12,470	12,402	12,141	11,879	11,617	11,355	11,093	
原単位	g/人・日	931	942	938	934	930	926	922	
生活系ごみ*搬入量	t	8,498	8,344	8,101	7,858	7,615	7,371	7,128	
原単位	g/人・日	634	634	626	618	610	601	592	
家庭系ごみ*搬入量	t	7,442	7,359	7,184	7,010	6,835	6,660	6,486	生活系ごみ*量－ 資源ごみ量
原単位	g/人・日	555	559	555	551	547	543	539	
事業系ごみ*搬入量	t	3,972	4,058	4,040	4,021	4,003	3,984	3,965	
原単位	g/人・日	296	308	312	316	320	325	329	

表 4-2 処理及び資源化量推計

年度 項目		実績 R7 (2025)	推 計						
			R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	
直接焼却量	t	10,859	10,837	10,665	10,493	10,321	10,149	9,977	
破碎処理量	t	381	366	341	317	292	268	244	
資源ごみ量	t	1,234	1,205	1,150	1,095	1,040	985	930	破碎処理後の資 源化量を含む
リサイクル率	%	10.7%	10.5%	10.2%	10.0%	9.6%	9.3%	9.0%	

3) 数値目標

計画改訂後の最終目標は、環境省の一般廃棄物処理実態調査による令和13(2031)年度実績結果を指標とすることとし、1人1日当たりの家庭系ごみ*排出量と事業系ごみ排出量及びリサイクル率が、全国または鹿児島県の平均に近づくような数値を目指します。

(1) 家庭系ごみ*排出量

市民1人1日当たりの家庭系ごみ*排出量は、環境省の一般廃棄物処理実態調査において、令和4(2022)年度から採用された指標であり、従来の生活系ごみ*排出量から資源ごみを除いた数値です。本市における令和6(2024)年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ*排出量は567g/人・日であり、全国平均(466g/人・日)、鹿児島県平均(485g/人・日)よりも高い水準です。

令和13(2031)年度における将来推計は、539g/人・日となっているが、44gの減量化を図り、495g/人・日を目指します。

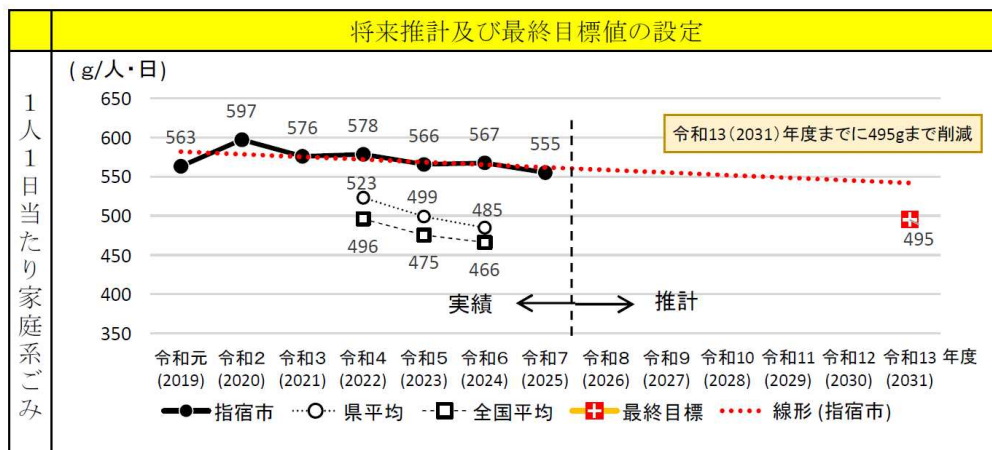
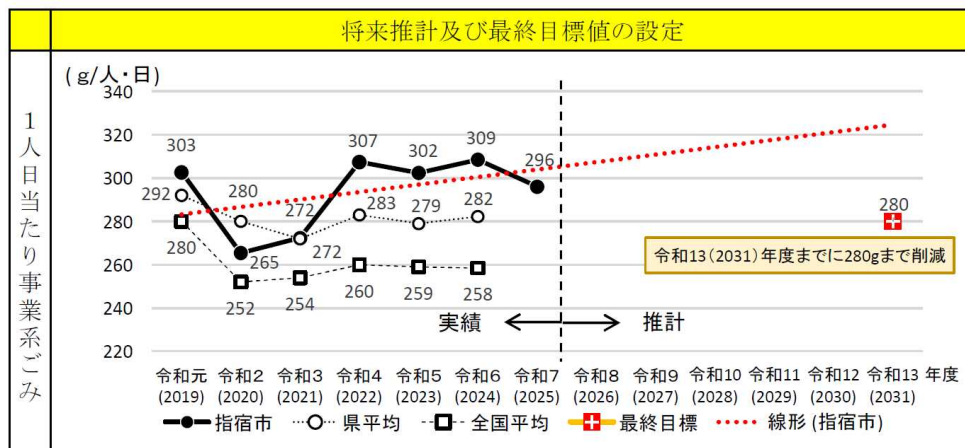


図4-2 1人1日当たりの家庭系ごみ*排出量将来推計値と目標値の比較

(2) 事業系ごみ*排出量

本市における令和6(2024)年度の市民1人1日当たりの事業系ごみ*排出量は、309g/人・日であり、全国平均(258g/人・日)、鹿児島県平均(282g/人・日)よりも高い水準にあります。

令和13(2031)年度における将来推計は、329g/人・日となっているが、49gの減量化を図り、280g/人・日を目指します。



第4章 ごみ処理の当面の目標

図4-3 1人1日当たりの事業系ごみ*排出量将来推計値と目標値の比較

(3) リサイクル率

本市における令和6(2024)年度のリサイクル率は、11.0%であり、全国平均(17.5%)、鹿児島県平均(13.9%)よりも低い水準にあります。

令和13(2031)年度における将来推計は、9.0%となっているが、5.5ポイント向上させ14.5%を目指します。

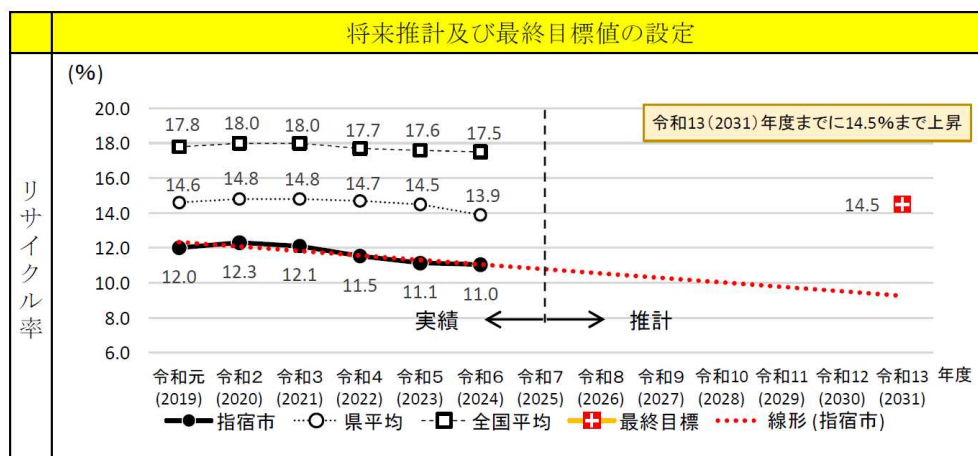


図4-4 1人1日当たりの事業系ごみ*排出量将来推計値と目標値の比較

近年は、インターネットの普及により本や雑誌類の販売数が少なくなっていることや、新聞の購読者の減少など、ペーパーレスの流れにより急激に紙資源が少なくなっています。

また、民間事業者が設置する紙類の回収ボックスやリサイクル集積所が増えてきており、多くの市民等が利用しているものと思われます。

このような民間事業者が回収する資源物については、市で具体的な量の把握ができないため、排出実態に応じた目標値の設定が必要となっています。

これまで、紙資源の資源化量を多く見込んでいましたが、このような理由から最終目標は既定計画よりも低い設定としています。

第5章 目標実現に向けた施策の展開

既定計画で定めた「重点施策」は、本計画においても一部補完的表現を施したうえで踏襲し、施策展開していきます。

5つの重点施策

重点施策1 わかりやすい情報発信と人づくり



ごみの減量と資源化を促進するには、市民や事業者への分別方法や収集情報の提供が重要です。環境意識を高めるための教育や広報を充実させ、地域全体の取り組みを強化します。

重点施策2 3Rの推進によるごみの減量と分別の徹底



ごみ排出抑制としてリデュースが最優先され、特にプラスチックごみの削減が重視されています。次にリユースが推進され、生ごみの減量が重要です。不要品は資源物として回収され、リサイクルに向けた分別の徹底と新たな資源化の検討が必要です。

重点施策3 社会環境の変化への対応



高齢化が進む中、本市は地域の協力を得て、ごみの分別や出し方に困っている方を支援する方針を関係部署と共に検討します。また、2050年のカーボンニュートラル達成を目指し、廃棄物処理における焼却量やプラスチックごみの削減に取り組んでいます。

重点施策4 安定的な処理体制の確保



指宿広域クリーンセンターは今後も定期的なメンテナンスを行い施設の長寿命化を目指していきます。また、管理型最終処分場の延命と新たな最終処分場の確保に取り組んでいます。

重点施策5 事業系ごみの更なる減量化・資源化(New)



事業者には排出者責任の遵守を徹底させるとともに、不適正排出事業者や多量排出事業者への指導及び情報提供など排出者意識の向上を図り、事業系ごみの更なる減量化・資源化を図ります。

重点施策1 わかりやすい情報発信と人づくり



I 情報提供の充実

ごみの減量・資源化を推進するためには、市民・事業者に分別方法や収集についての情報を幅広く提供することが重要なことから、表現方法や広報媒体の選定などの実施手法を工夫します。

●具体的な推進策

1. 環境・リサイクル情報提供の充実

ごみの出し方など重要な情報については、広報紙や啓発チラシ、ホームページなどを使って、継続的に分かりやすく情報発信を行い、幅広く市民へ正しい情報が伝わるよう工夫します。

主な取り組み

- ・家庭ごみ収集カレンダーの配布
- ・ごみ分別辞典や家庭ごみの分け方・出し方をホームページに掲載
- ・家庭ごみ分別一覧（仮称）の配布

2. 対象を明確にした情報提供の強化

対象を明確化し、その人に合致した内容を選定することで、効果的な情報提供に努めます。特に、ごみの出し方について不慣れな転入者や学生などへの情報提供を充実させます。

また、事業者の排出者責任に則った指導やルール の啓発を行い、ごみの減量・資源化を推進します。

主な取り組み

- ・転入時のごみ出しに関する情報提供
- ・家庭ごみ分別一覧（仮称）（外国語版）の配布
- ・引っ越しや家じまい等多量排出者に向けた情報発信

Ⅱ 環境教育の推進

ごみの減量や資源化につながる行動を実践するために重要な環境意識の向上を図るため、環境教育を充実させます。

●具体的な推進策

意欲的に学習したい人へ学びの場を提供するため、自治会などの団体の要望に応じて、出前講座を実施します。また、多様な手法でのごみ減量・資源化の推進につながるよう、講座の内容や施設見学などを充実させることで、資源ごみリサイクルの意識啓発を図ります。

主な取り組み

- ・自治会や新社会人向け出前講座の実施
- ・海外実習生向けの分かりやすい出前講座の実施(New)
- ・イベントにおけるごみ分別の啓発
- ・ごみ処理施設や収集所見学の実施
- ・IBUSUKI環境展の実施
- ・ワークブックを活用した小学生への環境教育
- ・市内の小学4年生を対象に、環境美化標語コンクールの実施(New)

Ⅲ 地域全体の環境美化の推進

地域全体の環境美化のため、ボランティア清掃等の環境美化活動の支援に継続して取り組むとともに、地域との協働による取り組みを進めます。また、地域に根ざしたきめ細かな取り組み体制をつくっていくため、公民館、集会所などを拠点として、地域の実情に合ったリサイクル活動を展開していきます。

●具体的な推進策

地域との協働により、市内全体の環境美化を進めます。また、環境衛生協力会と協力し、ごみの発生抑制、資源化に対する啓発活動を推進します。

主な取り組み

- ・環境衛生協力会と連携
- ・公民館などを中心としたリサイクル活動の展開
- ・市民のアイデアを活かした取り組みの推進
- ・監視員によるごみ出しルールの指導

重点施策2 3Rの推進によるごみの減量と分別の徹底



I リデュースの推進

3Rのうち、ごみそのものをなるべく出さないようにする「リデュース（ごみの排出抑制）」は、国が示す3Rの取り組みの中で最も優先度が高いことから、重点的に取り組みます。リデュースの中でも、特にプラスチックごみの削減に向けた取り組みを拡大し、ごみをなるべく出さないライフスタイルへの転換を促していきます。

●具体的な推進策

一人ひとりが容器包装廃棄物の排出を減らす行動、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品などの購入に努めることや、製品をなるべく長期間使用することを推進していきます。

主な取り組み

- ・マイバッグ運動（レジ袋削減の推進）
- ・マイボトルやマイカップの推奨
- ・詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶことを推奨

II リユースの推進

「リユース（再使用）」は、3Rのうち「リデュース」に次いで優先度が高いことから、さらなる取り組みを推進します。

●具体的な推進策

「まだ使えるぞ市」や「バザーコーナー」など、リユースにつながる取り組みを支援するほか、不用になったものが必要とする人へ届くような仕組みを検討します。

主な取り組み

- ・フリーマーケットの開催
- ・リターナブルびん（生きびん）の周知
- ・「PASSTO」（衣類回収ボックスの設置）(New)
- ・リユース品イベント回収の実施(New)

Ⅲ 生ごみ・食品ロスの減量

燃えるごみ全体を減量するためには、大きな割合を占めている生ごみの減量が重要なことから、重点的に取り組みます。

生ごみのうち、食品ロスの削減については、食品ロス削減推進法の動向を踏まえ、市民や飲食店をはじめとした事業者・関係団体等と協働し取り組みます。

●具体的な推進策

生ごみの約7割程度が水分であることから、家庭での水切り、乾燥などにより水分を減らすことができます。そうした生ごみ削減の推進や食品ロスへの関心を高め、日常生活において実践できるよう働きかけていきます。

主な取り組み

- ・生ごみ処理機器購入費の補助
- ・イベントなどで生ごみの水切りをPR
- ・30（さんまる）・10（いちまる）運動*の啓発
- ・混入されやすい雑紙の分別推進、啓発強化
- ・「てまえどり」運動の啓発(New)
- ・フードドライブの推進(New)
- ・食品ロス削減につながる広報・啓発の強化

Ⅳ 紙類の分別推進

燃えるごみの中には、分別すれば資源化できる可能性のある紙類が含まれていることから、さらなる紙類の分別排出を促す取り組みが必要です。家庭から出される紙類は、現行の諸取り組みの周知に努め分別を推進し、事業者から排出される紙類についても、資源化を指導します。

●具体的な推進策

新聞、段ボール、その他の紙を分別収集していますが、燃えるごみには紙類が多く含まれています。そこで紙類について資源化が推進されるよう対策を講じていきます。

主な取り組み

- ・混入されやすい雑紙の分別推進、啓発強化
- ・事業系紙類の資源化の徹底

V リサイクルの推進

不要となったものは、できる限り資源物として回収し、リサイクルすることが必要です。現在分別している資源ごみの分別徹底を図るとともに、現状燃えるごみや燃えないごみとして扱っているものの新たな資源化について検討を進めます。

●具体的な推進策

1. 資源循環の推進

ごみが最大限資源物として有効利用されるよう取り組みを進めるとともに、リサイクル製品の利用を促進し、廃棄物の発生抑制、資源リサイクル率の向上を図り、循環型社会の形成を促進します。

主な取り組み

- ・学校給食残渣の資源化
- ・リサイクルされた製品やエコマーク商品の利用促進
- ・製品プラスチックの資源化(New)

2. 新たな資源化品目の検討

資源化の促進に向けて、家庭ごみの分別の徹底を図るとともに、新たな分別・資源化品目を検討します。

主な取り組み

- ・剪定枝や草木の資源化の検討
- ・生ごみの堆肥化の検討
- ・金属製品の分別回収の検討(New)

3. 資源ごみのリサイクル促進

資源ごみのリサイクルを促進するためには、市民がリサイクルに取り組みやすい制度や仕組みの整備が必要です。そのため、分別収集体制を逐次工夫・見直しし、地域住民が参加しやすい環境づくりに努めます。

主な取り組み

- ・資源物の新たな回収拠点の検討
- ・資源ごみの拠点回収の実施
- ・拠点回収施設の拡張(New)

重点施策3 社会環境の変化への対応



I 高齢者等への支援の充実

高齢化が進む中、ごみの分別やごみ出しが困難な方への支援について、関係部署と連携し、地域の協力を得ながら検討していきます。

●具体的な推進策

地域との協働によるごみ出し支援制度の更なる周知と、関係部署と連携し、支援を必要としている世帯をもれなく支援できる体制を構築します。

主な取り組み

- ・高齢者等へのごみ出し支援

II 脱炭素・省CO₂ 社会に向けた取り組み

令和2（2020）年10月開催の臨時国会にて、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

本市においても、脱炭素社会の実現にチャレンジすることを表明し、令和3（2021）年4月に環境省より「ゼロカーボンシティ*」の指定を受け、推進に取り組むこととしています。

廃棄物処理における焼却量の削減や化石燃料由来のプラスチックごみを削減するなど、一般廃棄物の分野における対策について検討を進めます。

●具体的な推進策

カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの利用促進やリニューアブル（再生可能資源の活用）、プラスチック資源の再資源化について、調査・研究を図っていきます。

主な取り組み

- ・バイオマスプラスチック製指定ごみ袋の導入検討
- ・ワンウェイプラスチック削減の推進

重点施策4 安定的な処理体制の確保**I 持続可能なごみ処理体制の構築（内容変更）**

指宿広域クリーンセンターの焼却炉が寿命を迎える令和13（2031）年度末時点で、効率的で経済的なごみ処理を実施するため、周辺の自治体との共同処理を目指します。

実現できなかった場合は、クリーンセンターの焼却設備などの基幹設備改良工事を実施したのち、令和30（2048）年頃に再度共同処理を目指します。

また、指宿広域管理型最終処分場の延命化を図るとともに、民間埋立処分場の活用を含め、次期管理型最終処分場の確保に努めます。

●具体的な推進策

1. ごみ処理施設の基幹設備改良工事

令和13（2031）年度に焼却設備などを更新するための基幹設備改良工事を実施する場合は、単純に既存設備をそのまま更新するのではなく、既存施設よりも熱回収できる仕組みやリサイクル施設の導入を併せて検討し、循環型社会*に対応しうる施設に改良します。

2. 中継施設の整備

周辺自治体と共同処理することとなった場合、収集運搬の効率化や直接搬入する市民の利便性の観点から、中継施設が必要になることから、施設整備や運搬体制について検討します。

3. 最終処分量の減量・処分体制

ごみの発生抑制・資源化に係る各種施策、資源分別の強化、分別品目の追加、焼却処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量の削減を図ります。

また、指宿広域管理型最終処分場は、埋立容量満了の想定が令和15（2033）年度頃であるため、次期管理型最終処分場の整備を検討する必要があります。

新たな最終処分場の整備、民間最終処分場の活用や焼却灰の資源化などあらゆる選択肢を念頭に、経済面、環境面等の複数の要因を考慮しながら、望ましい最終処分体制について検討します。

II 災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

地震や水害などによる大規模災害により、ごみ処理サービスを一時的に停止せざるを得なくなったり、緊急的に災害ごみが急増したりした場合に備えて、「指宿市災害廃棄物処理計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

災害発生時は計画に基づき、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施します。

Ⅲ 関連する料金体制の見直し(New)

近年、ごみ処理に係る経費は年々上昇しており、また、人口も減少傾向にあるため、人口1人当たりのごみ収集・処理等に関する経費負担は、今後も加速的に上昇することが予測されます。

このことから、指定ごみ袋やごみ処理施設でのごみ処理手数料など、料金体制の見直しを図り、運営経費の財源として、また、これから必要となる事業の財源を確保します。

●具体的な推進策

1. 指定ごみ袋の料金改定

本市の指定ごみ袋料金は、近隣自治体と比較すると低い水準にあるため、ごみ袋料金の見直しを検討します。その際は、資源ごみ袋の料金を他のごみ袋よりも安くすることで、資源ごみ分別への意識向上を促すこととします。

2. ごみ処理手数料改定

指宿広域クリーンセンターのごみ処理手数料について、運営する指宿広域市町村圏組合及び関連市町村である南九州市と協議し、料金改定します。また、これに併せて、指宿ごみ処理場（安定品目埋立処分場）のごみ処理手数料の改定を検討します。

3. 粗大ごみの有料化の検討

現在、各地域の収集所から収集する粗大ごみについては、無料となっていますが、粗大ごみシールなど他自治体の例を参考に、有料化を検討します。

重点施策5 事業系ごみ*の更なる減量化・資源化(New)



I 事業系ごみ*の排出抑制(New)

事業者は、廃棄物処理法*に基づき、事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、再生利用などにより減量に努めることなどの排出者責任が定められています。

事業系ごみ*の排出量が高い水準にあることから、更なる減量化・資源化を推進し、排出抑制を図る必要があります。

●具体的な推進策

国や県などにおける減量化施策や適正処理についての情報提供を行うとともに、パンフレットなどを用いて、周知・啓発を行う。

II 食品ロスの削減(New)

食品ロスとは、本来、食べられるものであるにも関わらず、捨てられるもののことです。

コンビニや大型スーパー、飲食店などの事業者から多く排出されていることから、食品ロスの削減について周知・啓発を行い、食品ロスの削減を図ります。

●具体的な推進策

指宿市環境衛生協力会とともに、すぐに食べる場合は、陳列棚の手前にある賞味期限の迫った食品を購入する「てまえどり」や、宴会開始後30分と終了前の10分は、出された料理を食べることに専念し残さず食べきる「30・10運動*」を、店舗や飲食店にポスターなどの啓発用グッズを配布し周知を図ります。

III 展開検査実施による不適正排出事業者への指導(New)

事業系一般廃棄物*は、事業者自ら又は収集運搬許可業者に委託し、クリーンセンターに搬入し焼却処理されますが、事業系一般廃棄物*ではない廃棄物や資源ごみも焼却処理されている実態があります。

不適性廃棄物の排除や、資源ごみの分別について指導を行います。

●具体的な推進策

クリーンセンターにおける搬入ごみの監視体制を強化し、抜き打ちで展開検査を実施し、不適正搬入についての指導や持ち帰りの指示を行います。

第6章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水の排出状況と処理主体

生活排水は、し尿（浄化槽汚泥を含む）と生活雑排水の2つに大別されます。

し尿は、公共下水道及びし尿処理施設において全量処理されています。

生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽*により処理されています。単独処理浄化槽及びし尿汲取り便槽は、未処理で河川などの公共用水域*に放流するため、水環境にとって大きな負担をかけます。

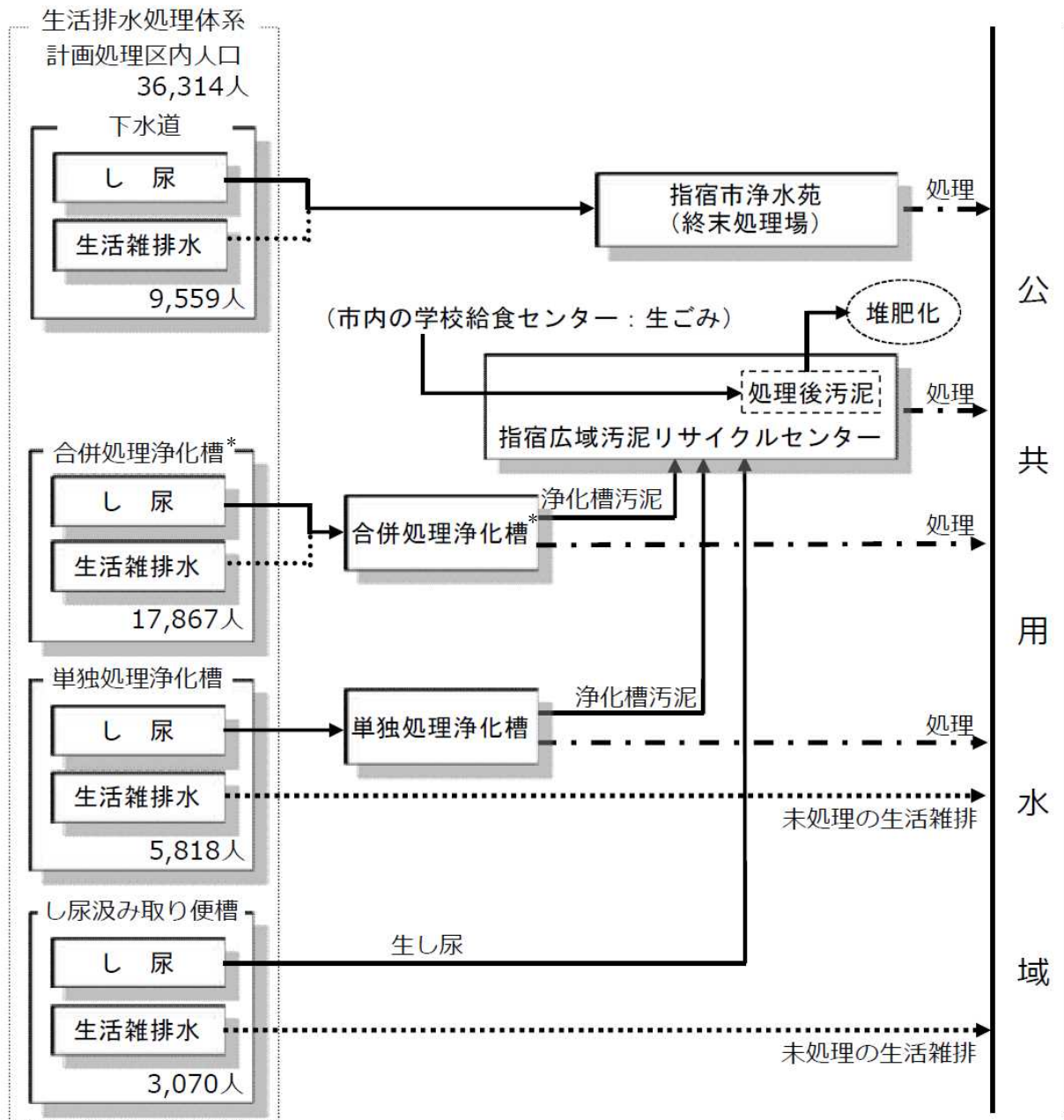


図6-1 指宿市の生活排水処理体系（令和7（2025）年度）

第6章 生活排水処理の現状と課題

指宿市では、公共下水道（事業計画区域面積 545ha）は令和 7（2025）年度末時点で約 481.5ha が整備済みで、下水道整備率（年度末の住民基本台帳人口に対する下水道処理人口の割合）は約 26.3%となっています。

公共下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽*設置の普及・促進により、生活排水処理率の向上を図っています。合併処理浄化槽*人口普及率（年度末の住民基本台帳人口に対する合併処理浄化槽*処理人口の割合）は次第に増加してきており、令和 7（2025）年度現在で約 49.2%となっています。

浄化槽は、し尿・生活雑排水を共に処理する合併処理浄化槽*の他、し尿のみを処理する単独処理浄化槽がありますが、指宿市では単独処理浄化槽*処理人口は徐々に減少しています。

令和 7（2025）年度の処理形態別人口について、計画処理区域内人口の 36,314 人のうち、約 75.5%（27,426 人）は、生活排水が適正に処理されています。

なお、処理形態別人口の推移及び生活排水の処理主体は、表に示すとおりです。

表 6-1 生活排水の処理形態別人口の状況

区 分	年 度	単位	令和 3（2021）	令和 4（2022）	令和 5（2023）	令和 6（2024）	令和 7（2025）
1. 計画処理区域内人口		人	38,738	38,095	37,517	36,847	36,314
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		人	28,087	27,835	27,743	27,597	27,426
(1) コミュニティ・プラント		人	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽		人	17,045	17,590	17,615	17,623	17,867
(3) 下水道		人	11,042	10,245	10,128	9,974	9,559
(4) 農業集落排水処理施設		人	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）		人	6,637	6,369	6,164	5,924	5,818
4. 非水洗化人口		人	4,014	3,891	3,610	3,326	3,070
(1) し尿汲み取り便槽		人	4,014	3,891	3,610	3,326	3,070
(2) 自家処理		人	0	0	0	0	0
生活排水処理率※		—	72.5%	73.1%	73.9%	74.9%	75.5%

※生活排水処理率は、水洗化・生活雑排水処理人口が計画処理区域内人口に占める割合をいいます。

表 6-2 生活排水処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿，生活雑排水	指宿市
合併処理浄化槽*	し尿，生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿汲み取り便槽	し尿	個人
指宿広域汚泥リサイクルセンター	収集し尿，浄化槽汚泥	指宿広域市町村圏組合

2 し尿処理施設等の概要

① 公共下水道

公共下水道事業及び終末処理場の概要を表 6-3 に、公共下水道事業計画区域を図 6-2 に示します。

指宿市では、昭和 61(1986)年 3 月より旧指宿市において公共下水道の供用を開始し、年度ごとに整備を進めています。公共下水道に排出されたし尿及び生活雑排水は、終末処理場である指宿市浄水苑にて処理されたのち、公共用水域*に放流しています。

表 6-3 公共下水道事業及び終末処理場の概要（令和 7（2025）年度）

公共下水道事業 概要		
事業計画区域	①	545.0ha
整備面積	②	481.5ha
整備率	②/①	88.3%
処理区域内人口	③	10,402 人
接続人口	④	9,955 人
接続率	④/③	95.7%
終末処理場（指宿市浄水苑） 概要		
		
所在地	128,000m ³ /日	
処理方式	標準活性汚泥法	
供用開始	昭和 61 年 3 月	
敷地面積	42,000m ²	
流入汚水量	月平均	156,909m ³
流入汚水水質（BOD）	月平均	118mg/ℓ
処理後水質（BOD）	月平均	0.48mg/ℓ

資料：水道課

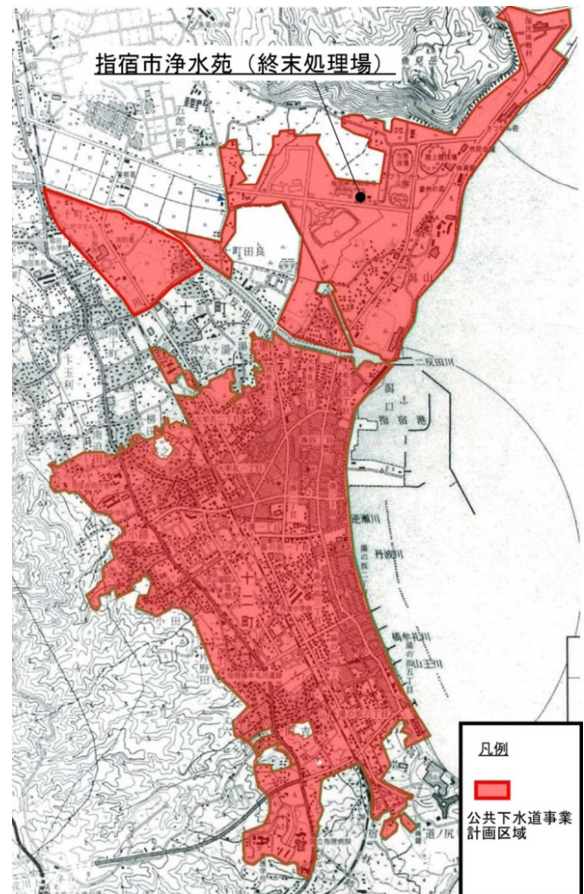


図 6-2 公共下水道事業計画区域

② 浄化槽

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元（2019）年）により、市町村は、その区域のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として指定することができることになりました。本市も図 6-3 に示した区域を浄化槽処理促進区域に指定しております。



図 6-3 浄化槽処理促進区域

③ し尿処理施設

し尿処理施設の概要を表 6-4 に、し尿処理施設等の位置を図 6-4 に示します。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、平成 24（2012）年度から、指宿広域市町村圏組合のし尿処理施設である「指宿広域汚泥リサイクルセンター」で処理を行っています。

なお、処理後に発生する汚泥と市内の学校給食センターから排出される生ごみを混ぜて肥料を製造することにより資源化を図り、肥料は市民や団体等に配布しています。（図 6-5，表 6-5）

表 6-4 し尿処理施設の概要

指宿広域汚泥リサイクルセンター	
	
所在地	指宿市開聞仙田 7 1 1 番地 4
収集区域	指宿市，南九州市颯娃町
処理能力	し尿及び浄化槽汚泥 134kℓ/日，生ごみ 240kg/日 (生し尿 27kℓ，浄化槽汚泥 107kℓ)
処理方式	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式 (膜分離)＋高度処理
資源化	堆肥化
供用開始	平成 24(2012)年 4 月
敷地面積	8, 055. 19m ²

資料：指宿広域市町村圏組合

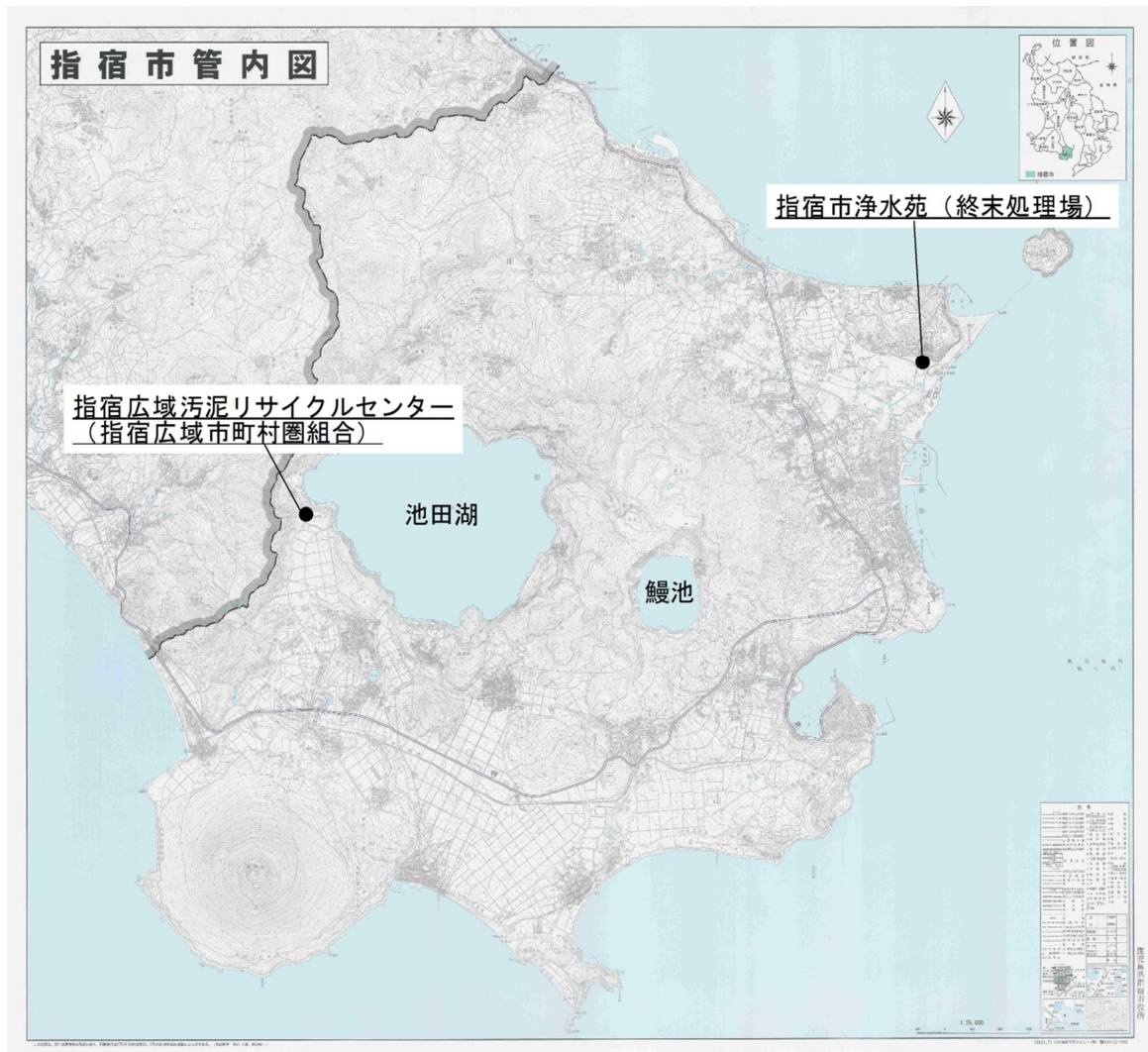


図 6-4 し尿処理施設等の位置



表 6-5 堆肥「指宿広域みのりの大地」配布実績

年度	配布数	備考
令和 3 (2021)	10,479 袋	
令和 4 (2022)	10,685 袋	
令和 5 (2023)	10,596 袋	
令和 6 (2024)	7,882 袋	価格を 50 円から 100 円に変更
令和 7 (2025)	7,125 袋	

図 6-5 堆肥「指宿広域みのりの大地」

3 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

指宿広域汚泥リサイクルセンターの令和3（2021）年度以降の浄化槽汚泥量と収集し尿量の排出量を表6-6及び図6-6に、排出量原単位を図6-7に示します。

収集し尿量は令和7（2025）年度で3,110 kL/年と、令和3（2021）年度より約22.2%減少しています。これは、「単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽」から「公共下水道・合併処理浄化槽*」への切り替えが進んでおり、収集し尿量は減少したと考えられます。浄化槽汚泥量についても、令和7（2025）年度で23,002 kL/年と、令和3（2021）年度に比べ人口減少に伴い約3.7%減少しました。

一方で、浄化槽汚泥の排出量原単位は、合併処理浄化槽*汚泥量の標準排出量原単位と比べると、高い値を示しています。これは、指宿市に訪れる観光客数が多いことが影響していると示唆されます。

表6-6 浄化槽汚泥と収集し尿の収集実績

年度 区分	単位	標準 原単位※	令和3（2021）	令和4（2022）	令和5（2023）	令和6（2024）	令和7（2025）
浄化槽汚泥量	kL/年		23,878	23,496	23,014	23,089	23,002
合併処理浄化槽 汚泥量	kL/年		20,169	20,065	19,750	19,926	19,936
単独処理浄化槽 汚泥量	kL/年		3,709	3,431	3,264	3,163	3,066
収集し尿量	kL/年		3,999	3,776	3,617	3,401	3,110
浄化槽汚泥量 原単位	ℓ/人・日	合併処理 浄化槽 1.8	3.24	3.13	3.07	3.10	3.06
		単独処理 浄化槽 0.85	1.53	1.48	1.45	1.46	1.44
収集し尿量原単位	ℓ/人・日	1.82	2.73	2.66	2.75	2.80	2.78

※標準原単位:「汚泥再生処理センター等施設整備系の計画・設計要領(社団法人全国都市清掃会議発行)」より

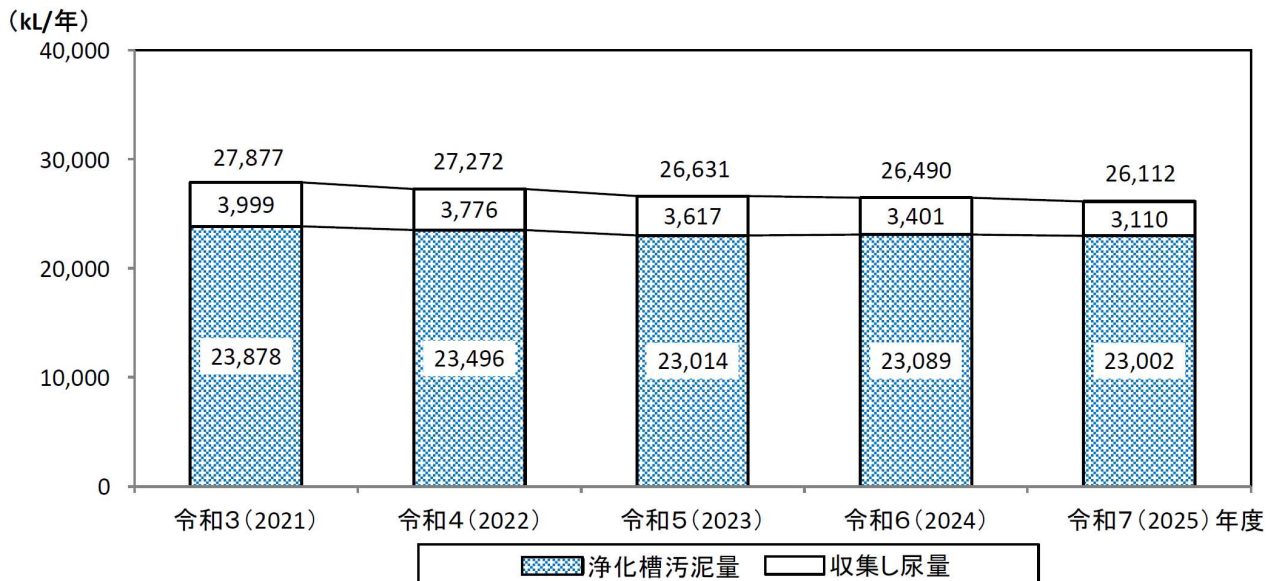


図 6-6 浄化槽汚泥量と収集し尿量の収集実績

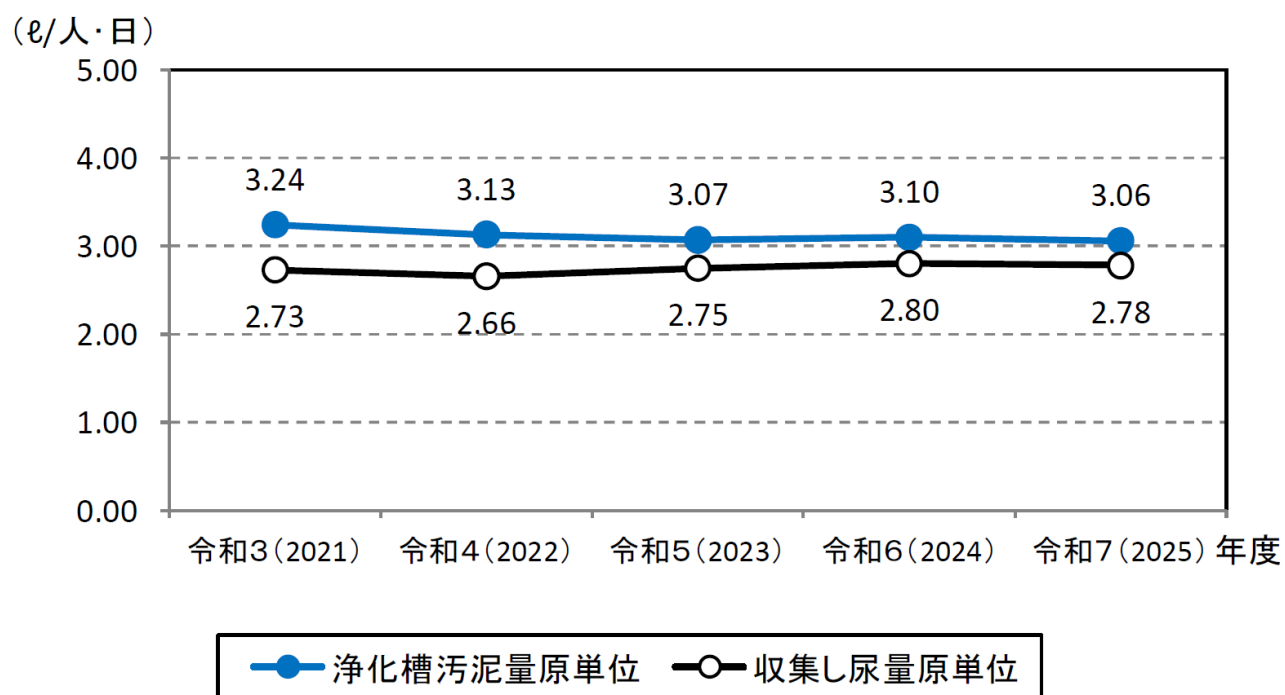


図 6-7 排出量原単位

4 水質環境に関する状況

指宿市内を流れる二級河川の水質検査を表 6-7 に、中小河川の水質検査を表 6-8 に、湖沼の水質検査を表 6-9 に、河川・湖沼の水質検査箇所図を図 6-8 に示します。

市内の河川については、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準*が設定されていないため、第二次指宿市環境基本計画において、二級河川は環境基準*のB類型，中小河川は環境基準*のC類型の生物化学的酸素要求量（BOD）*の基準値を目標値として設定することにより、水質の監視等を行っています。中小河川の逆瀬川，丹波川以外の河川は概ね目標値以内となっています。

市内の湖沼については、環境基準*のA類型及びⅡ類型が設定されており、概ね環境基準*値以内となっています。池田湖においては「池田湖水質環境管理計画」を策定し、現在、水質汚濁の進行の抑止を図っています。鰻池では生活排水処理施設を設置し、処理後の排水は池外に放流する措置が取られています。

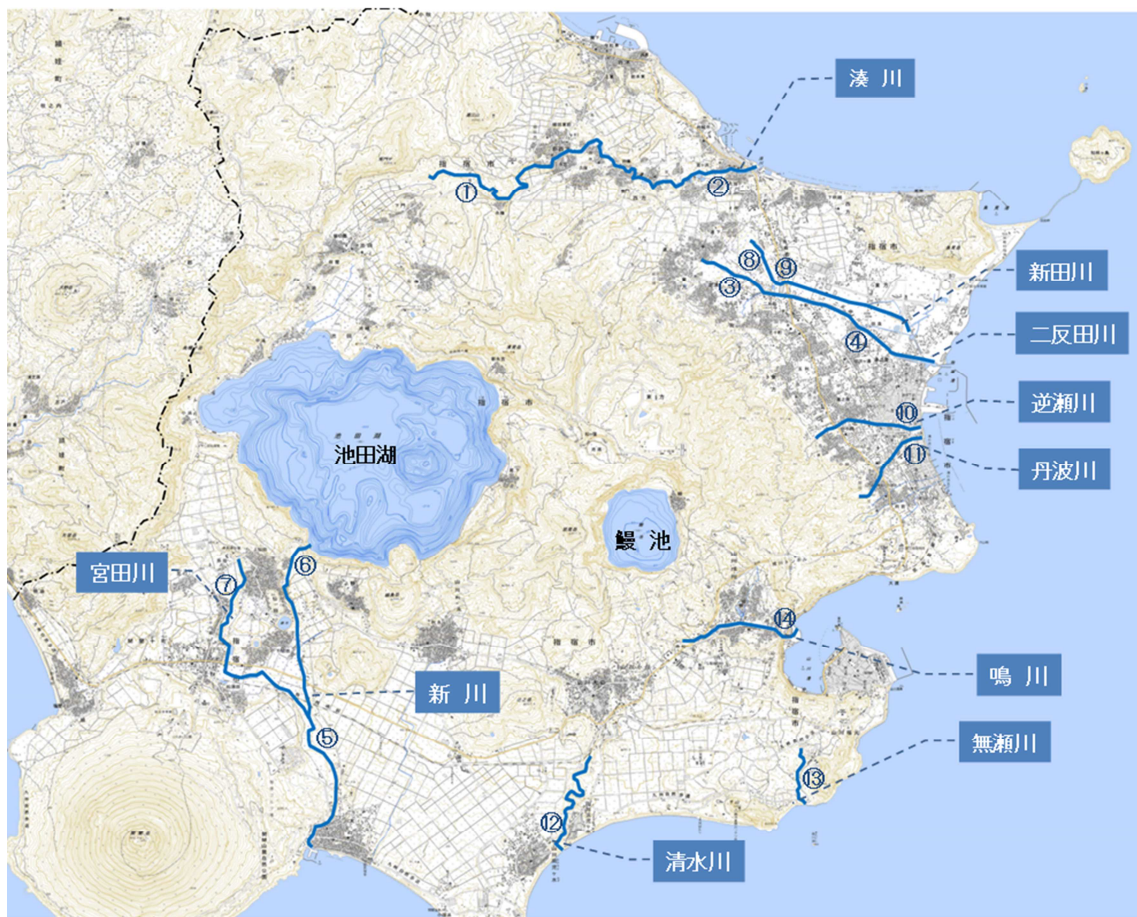
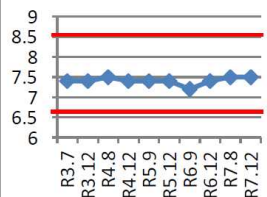
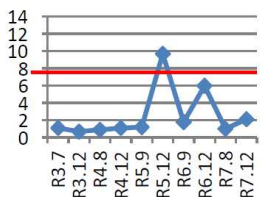
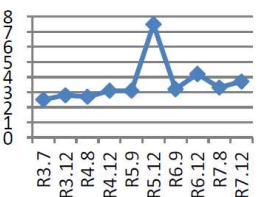
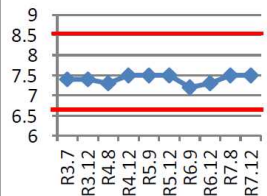
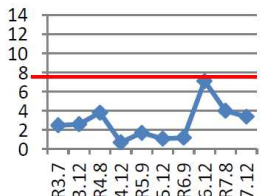
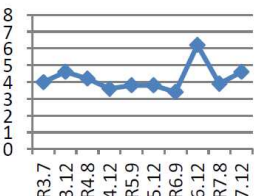
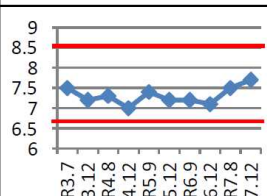
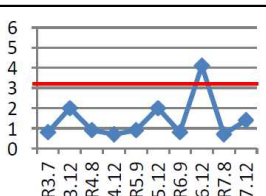
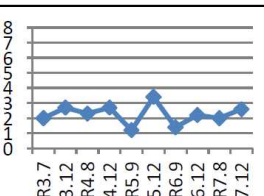
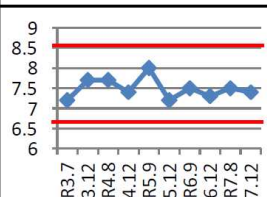
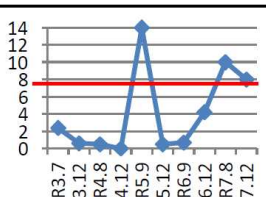
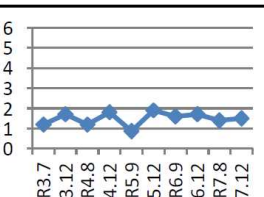
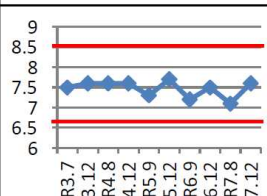
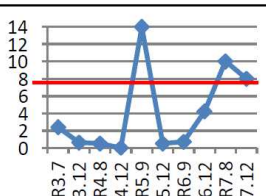
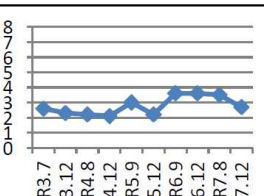
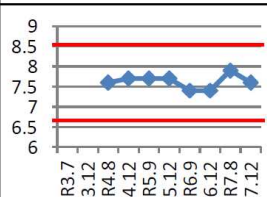
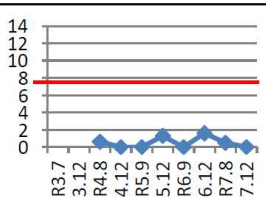
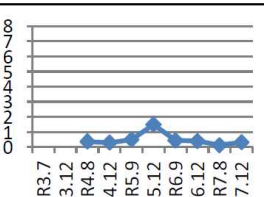
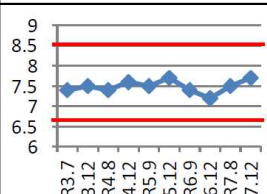
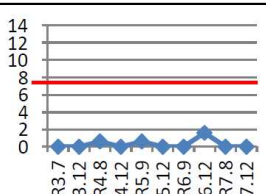
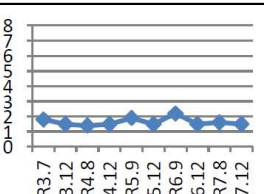


図 6-8 河川・湖沼の水質検査採水箇所図

第6章 生活排水処理の現状と課題

表 6-7 二級河川の水質検査（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

地域	河川名	水素イオン濃度 (pH) *	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ) *	全窒素 T-N (mg/ℓ) *	
指宿地域	湊川	① 幸屋橋			
		② 湊川橋			
	二反田川	③ 道下			
		④ 弥次ヶ湯橋			
開聞地域	新川	⑤ 養豚団地			
		⑥ 大段澱粉横			
	宮田川 (室屋トンネル出口)	⑦			
環境基本計画目標値		参考値：6.5～8.5	3.0以下	—	

資料：環境政策課

※本市の二級河川は、環境基本法に基づく「河川の水質汚濁の環境基準」の類型指定がされていないため、本計画におけるBODの値は、B類型を目標値として設定する。

第6章 生活排水処理の現状と課題

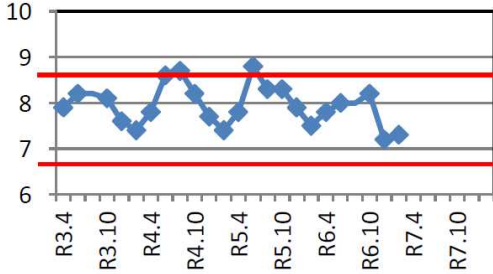
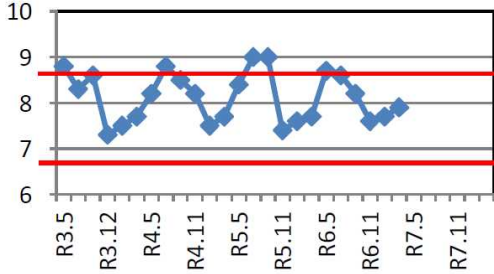
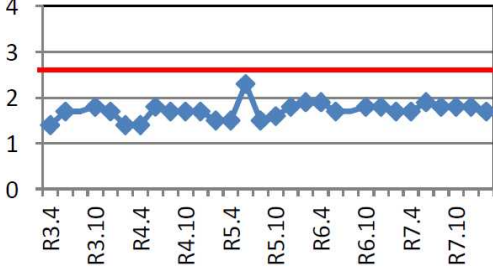
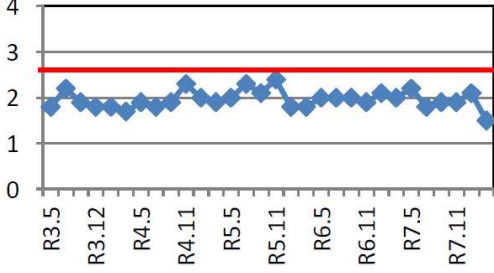
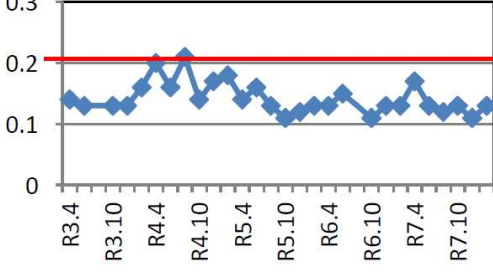
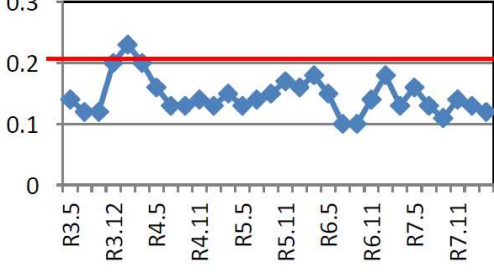
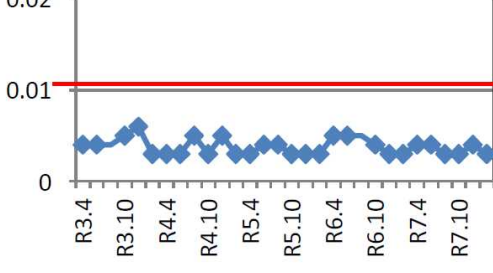
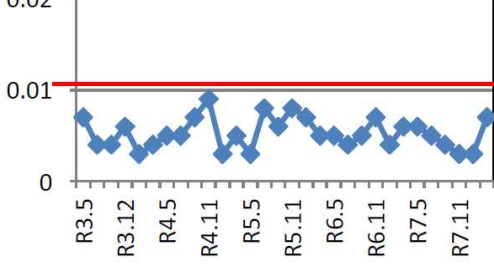
表 6-8 中小河川の水質検査（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

地域	河川名	水素イオン濃度（pH）＊	生物化学的酸素要求量 BOD（mg/ℓ）＊	全窒素 T-N（mg/ℓ）＊
指宿地域	新田川	⑧ クロネコヤマト		
		⑨ 南国殖産GS東		
	⑩ 逆瀬川			
	⑪ 丹波川			
山川地域	⑫ 清水川（中流域）			
	⑬ 無瀬川（下流域）			
	⑭ 鳴川			
環境基本計画目標値		参考値：6.5～8.5	5.0以下	—

資料：環境政策課

※本市の中小河川は、環境基本法に基づく「河川の水質汚濁の環境基準」の類型指定がされていないため、本計画におけるBODの値は、C類型を目標値として設定する。

表 6-9 湖沼の水質検査（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

項目名	池田湖（基準点②）	鰻池
水素イオン濃度 pH *	 環境基準（A類型：6.5～8.5）	 環境基準（A類型：6.5～8.5）
化学的酸素要求度 COD (mg/ℓ) *	 環境基準（A類型：3.0mg/ℓ以下）	 環境基準（A類型：3.0mg/ℓ以下）
全窒素 T-N (mg/ℓ) *	 環境基準（Ⅱ類型：0.2mg/ℓ以下）	 環境基準（Ⅱ類型：0.2mg/ℓ以下）
全リン T-P (mg/ℓ) *	 環境基準（Ⅱ類型：0.010mg/ℓ以下）	 環境基準（Ⅱ類型：0.010mg/ℓ以下）

資料：公共用水域及び地下水の水質測定結果（鹿児島県）

※池田湖：CODは全層（表層、15m層、30m層、100m層、200m層）の平均値を示し、COD以外は表層の値を示しています。

※鰻池：CODは全層（表層、20m層、50m層）の平均値を示し、COD以外は表層の値を示しています。

※令和7年度のpHについては、まだ県HPに公表されていないため空欄にしています。

5 数値目標の達成状況

(1) 生活排水処理率

既定計画では、令和2（2020）年度実績を基準として、令和8（2026）年度及び令和13（2031）年度における「生活排水処理率」を表6-10のとおり設定していました。

表6-10 既定計画における生活排水処理率の予測値

年 度 項 目	実 績	目 標 年 次	
	令和2（2020）	令和8（2026）	令和13（2031）
生活排水処理率	68.4%	78.4%	87.9%以上

既定計画の達成状況を図6-9に示します。

本市の生活排水処理率は、令和7（2025）年度現在で75.5%を示し、既定計画での目標値とほぼ同程度となっております。「単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽」から「公共下水道・合併処理浄化槽*」への切り替えによる効果と見込まれます。

今後も継続して生活排水処理率の向上に取り組むことが望まれます。

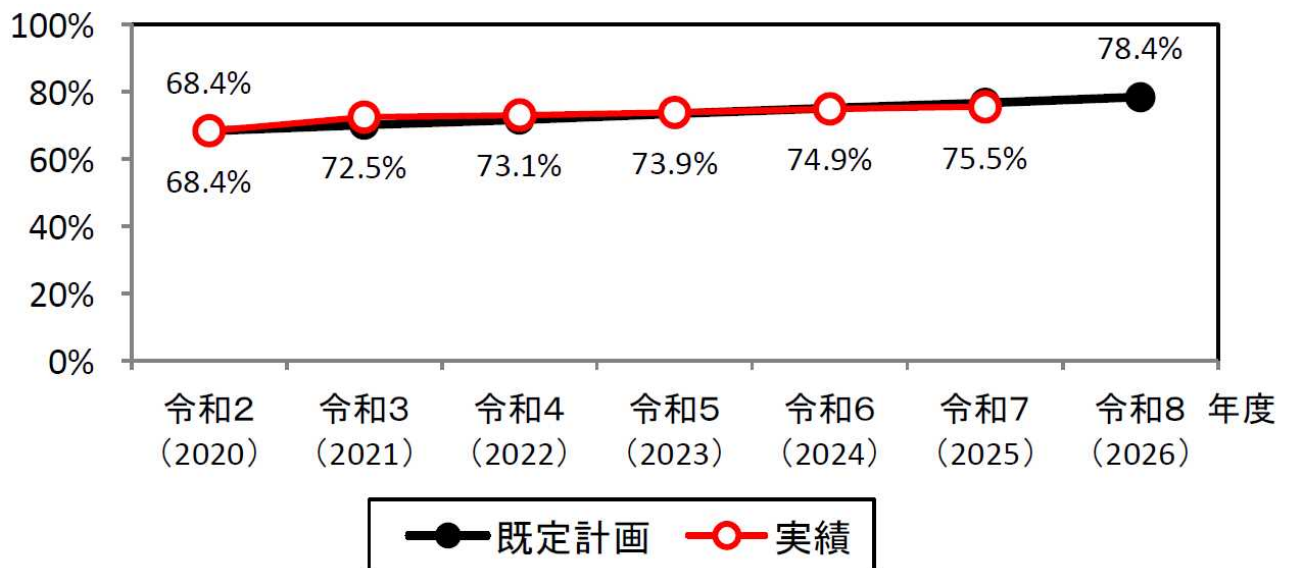


図6-9 既定計画の達成状況（生活排水処理率）

(2) 浄化槽汚泥及び収集し尿の排出量原単位

浄化槽汚泥の排出量原単位（実績）は令和7年（2025）年度現在で3.06ℓ/人・日となっており、既定計画の中間目標（令和8（2026）年度：3.12ℓ/人・日）より低い値を示しています。

収集し尿の排出量原単位は令和7（2025）年度現在で2.78ℓ/人・日となっており、既定計画の中間目標値（令和8（2026）年度：2.74ℓ/人・日）より高い値となっています。

第7章 生活排水処理の目標

1 基本方針及び基本目標

(1) 基本方針

「水辺に潤いとやすらぎを与える生活環境づくり」の実現に向け3つの基本方針を掲げ、今後、公共下水道・合併処理浄化槽*等の継続的な整備・普及など、生活排水対策の推進や、河川・湖沼・海域の自然浄化能力の向上など総合的な水質保全対策に取り組むことにより、潤いとやすらぎを与える水辺環境を創出します。

基本方針1：地域に応じた生活排水処理の推進

基本方針2：浄化槽管理と適正処理

基本方針3：環境保全のための広報啓発の推進

(2) 基本目標

湊川や新川など市内を流れる河川、池田湖や鰻池などの湖沼、鹿児島湾沿岸域及びその周辺環境は、動植物の生育・生息地として、また市民の憩いの場として、次世代に引き継がなければならない貴重な財産です。

河川等の水質保全を図るためには、生活排水に起因する水質汚濁を抑制することが重要です。そのため、指宿市では、公共下水道・合併処理浄化槽*等の整備・普及等により、今後とも生活排水対策の充実を図っていきます。

基本目標	水辺に潤いとやすらぎを与える生活環境づくり
------	-----------------------

2 処理形態別人口の見込み

指宿市における令和13（2031）年度の処理形態別人口の見込みを表7-1に示します。

計画処理区域内人口は、今後も減少する見込みとなっており、令和13（2031）年度の計画処理区域内人口は32,990人となっています。そのうち、水洗化・生活雑排水処理人口は26,490人となる見込みで、これは、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度の実績値を基にしたトレンド法により推計しています。

これによると、生活排水処理率は令和7（2025）年度の75.5%から、令和13（2031）年度には80.3%に増加する見込みとなります。

第7章 生活排水処理の目標

表 7-1 処理形態別人口の見込み

区 分	年 度	単位	現在	目標年次
			令和 7 (2025)	令和13 (2031)
1. 計画処理区域内人口		人	36,314	32,990
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		人	27,426	26,490
(1) コミュニティ・プラント		人	0	0
(2) 合併処理浄化槽		人	17,867	18,890
(3) 下水道		人	9,559	7,600
(4) 農業集落排水処理施設		人	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		人	5,818	4,255
4. 非水洗化人口		人	3,070	2,245
(1) し尿汲み取り便槽		人	3,070	2,245
(2) 自家処理		人	0	0
生活排水処理率※		—	75.5%	80.3%

※生活排水処理率は、水洗化・生活雑排水処理人口が計画処理区域内人口に占める割合をいいます。

3 数値目標

生活排水処理における計画の目標を表 7-2 に示します。

計画処理区域は市内全域とします。

公共下水道の事業計画区域内では、公共下水道への接続を促進します。

事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促していきます。

生活排水処理率の向上に取り組むことにより、公共用水域*の水質と自然環境の保全に努め、快適で衛生的な居住環境の確保に努めます。

表 7-2 生活排水処理における計画の目標

項 目	年 度	目標年次	
	実績	令和 7 (2025)	令和 12 (2030)
生活排水処理率	75.5%	86.0%	86.0%以上

第8章 目標実現に向けた施策の展開

本計画では、理念の実現に向けて、以下の施策を推進します。

基本方針1：地域に応じた生活排水処理の推進

- 施策1：公共下水道への接続促進
- 施策2：合併処理浄化槽*の普及推進
- 施策3：合併処理浄化槽*の設置促進事業の推進

基本方針2：浄化槽管理と適正処理

- 施策1：適正な浄化槽管理
- 施策2：し尿処理施設での適正処理・適正管理

基本方針3：環境保全のための広報啓発の推進

- 施策1：市民に向けた情報発信の展開
- 施策2：環境教育・学習の充実

基本方針１：地域に応じた生活排水処理の推進

施策１：公共下水道への接続促進

公共下水道を継続して整備促進し、利用・接続を促進していきます。

施策２：合併処理浄化槽*の普及推進

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽の把握等に取り組み、合併処理浄化槽*へ転換する世帯に対して、補助金の交付を行うことで設置を促し、生活雑排水の適正処理を促進します。

施策３：合併処理浄化槽*の設置促進事業の推進

合併処理浄化槽*の重要性や生活排水処理に対する啓蒙・啓発に努め、合併処理浄化槽*の普及促進を図ります。

基本方針２：浄化槽管理と適正処理

施策１：適正な浄化槽管理

合併処理浄化槽*の定期的な保守点検・清掃及び検査の徹底を図ります。

合併処理浄化槽*の設置基数が増加してきていることから、単独処理浄化槽の設置基数は減少してきています。今後も、許可業者と連携し、収集運搬の機会を活用して、形態別浄化槽の設置状況や汚泥量の把握及び浄化槽の適正管理を図っていくことを検討していきます。

施策２：し尿処理施設での適正処理・適正管理

収集し尿及び浄化槽汚泥は、指宿広域市町村圏組合の保有施設である「指宿広域汚泥リサイクルセンター」で適正処理を行っていきます。また、放流水質の保全のため、定期的な補修整備を行い、適正な運転管理を継続していきます。

さらに、「指宿広域汚泥リサイクルセンター」から発生する脱水汚泥は、給食センターの生ごみとともに当該施設で堆肥化した後、汚泥発酵肥料として農地還元します。

基本方針3：環境保全のための広報啓発の推進

施策1：市民に向けた情報発信の展開

広報・啓発用のチラシ・ホームページなどを使って、生活排水処理の重要性や利用促進について、継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

施策2：環境教育・学習の充実

水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした講演会などを行い、公共下水道・合併処理浄化槽*を利用することによる環境・水質保全対策について、広く知識・情報を提供し、水質環境保全意識の高揚を図ります。

用語解説

本計画において右肩に「＊」を付している専門用語は、下表により用語解説を行っています。

用語	解説
英数字	
SDGs	2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すために国連が掲げた国際目標です。
5R	Refuse（リフューズ：断る）、Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再利用）、Repair（リペア：修理する）、Recycle（リサイクル：再資源化）の5つの頭文字をとったものです。
漢字・かな	
あ行	
一般廃棄物	家庭から出る生ごみなどの生活系一般廃棄物＊と事業所から出るコピー用紙などの事業系一般廃棄物＊に分けられます。し尿も一般廃棄物に含まれます。これらは原則として市町村が処理することになっています。
ウィルビーイング	心身と社会の側面が総合的に良好である状態のことで、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意味を含む持続的な満足を重視する概念を指します。
か行	
合併処理浄化槽	し尿と風呂、台所などの生活排水を処理する設備です。これに対して、し尿のみを処理する設備を単独処理浄化槽といいます。
家庭系ごみ	生活系ごみ＊から資源ごみを除いた廃棄物のことです。
環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「環境基本法」により定められている環境上の条件で、大気や水質、騒音等について、特定の項目や区分ごとに数値で定められ、環境行政を総合的に推進するための政策上の達成目標となっています。
公共用水域	公共目的で利用される水域のことです。具体的には河川、湖沼、港湾及び沿岸海域並びにこれらに接続する公共溝渠（こうきょ）及びかんがい用水路などをいいます。「水質汚濁防止法」において、こうした公共用水域が汚濁防止の対象とされています。
ごみ排出原単位	人口や世帯数、事業規模などの一定の単位あたりにおけるごみ排出量を表す指標のことです。
さ行	
サーキュラーエコノミー	資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくるとともに経済的な成長も目指す「経済システム」を意味します。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、がれき類や動物のふん尿など、「廃棄物処理法」で定められた20種類のものをいいます。産業廃棄物は、原則として事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。
さんまる 30・10運動	宴会や会食の際に「最初の30分間と最後の10分間は料理をしっかりと楽しむ」ことで食べ残し（食品ロス）を減らすための取り組みです。

用語	解説
事業系ごみ	会社、店舗、工場、病院、学校などの事業活動に伴って発生するすべての廃棄物のことです。
循環型社会	天然資源の消費を抑えて環境への負担をできる限り減らすため、資源を無駄なく繰り返し使い、持続可能な形で循環させる社会のことです。
浄化槽	し尿等の生活排水を微生物の働き等を利用して浄化する設備です。し尿だけを浄化する設備を単独処理浄化槽、し尿と台所排水等の生活雑排水を併せて浄化する設備を合併処理浄化槽といいます。
水質汚濁防止法	工場・事業場などからの排出水の規制や生活排水対策等により、水質の汚濁の防止を目的とした法律です。
水素イオン濃度 (pH)	水溶液 1 L 中に含まれる水素イオン (H ⁺) のモル数を表し、液体の酸性やアルカリ性の度合を示す物理量です。
生活系ごみ	一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のことです。
生活排水処理対象量	家庭の台所、お風呂、洗濯、トイレなどから出る汚れた水（生活排水）を収集・処理する量のことです。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	河川における有機性汚濁の代表的な指標です。その値は、水中の有機物が微生物により分解されるときに必要な酸素の量で表され、この値が大きいほど水は汚れています。
ゼロカーボンシティ	2050 年に二酸化炭素 (CO ₂) 排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、また、地方自治体として公表された地方自治体のことです。
全窒素 (T-N)	アンモニア性窒素、硝酸性窒素などの窒素化合物の総和です。窒素やリンなどの栄養塩類流入により海域や湖沼が富栄養化状態になると、夏期の水質悪化の大きな原因となります。
全リン (T-P)	リン化合物や有機性リンなどリン化合物の総和です。窒素やリンなどの栄養塩類の流入により海域や湖沼が富栄養化状態になると、夏期の水質悪化の大きな原因となります。
た行	
厨芥類	厨房や台所などから出る生ごみや調理くずのことです。
は行	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出抑制や適正処理、生活環境の清潔保持を図ることで、公衆衛生の向上と生活環境の保全を目的とした法律です。一般に「廃棄物処理法」や「廃掃法」と呼ばれ、ごみの適正な分別・保管・収集・処分に関する基本ルールを定めています。
不法投棄	「廃棄物処理法」に定められた方法により処理せず、廃棄物を山林・原野などに投棄することです。